

「岡山県自然保護基本計画」の改訂について

自然の保護に関する基本的かつ総合的な施策に係る計画である「岡山県自然保護基本計画」の計画期間が令和2年度をもって満了することから、今年度中に計画を改訂することとしており、このたび、素案を取りまとめた。

改訂に当たり、生物多様性の保全を推進する計画である「自然との共生おかやま戦略」を統合し、自然の保護と生物多様性の保全を一体的に進めることとする。

1 改訂の概要

(1) 計画の位置付け

- ・ 県自然保護条例に基づく計画
- ・ 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である「岡山県環境基本計画」の下位の個別計画であるとともに、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を兼ねることとする。

(2) 計画の期間

- ・ 長期的な視点 令和22(2040)年頃
※将来を展望した目標年次（計画の目指す姿を実現しようとする年次）
- ・ 短期的な取組 令和3(2021)年度～令和6(2024)年度
※目指す姿の実現に向け、具体的な取組を進める期間

(3) 目指す姿

- ・ 計画の目標を『自然との共生』～暮らしと調和する豊かな自然の継承～とし、「豊かな自然や野生生物が大切に守られ、自然とのふれあいが人々に心の安らぎをもたらすなど、人と自然が調和し共生している社会」を目指す。

2 主な改訂内容 ※素案本文（新旧対照表）は別冊のとおり

- ・ 計画で記載する取組内容の項目を「施策の推進方向」から「具体的な取組」に改めるなど、県民にとって分かりやすい構成とする。
- ・ 自然保護協定において、近年は太陽光発電が多いため、記載を追加
- ・ ツキノワグマは保護が必要な種としていたが、近年の生息数の増加により県を越えた広域的な管理が必要なことを記載
- ・ ヒアリなど特定外来生物について記載を追加
- ・ 森林の適正な整備において、ナラ枯れの記載を追加
- ・ みどりの創出として、令和6年に本県で開催される全国植樹祭を記載
- ・ 自然公園を「自然とのふれあいの場」として利用するだけでなく、3密を避けられる観光地として積極的にPRし、地域振興につなげることを記載
- ・ 「自然との共生おかやま戦略」に記載された取組で、実現性が乏しいものは削除した。

3 自然保護の取組（施策体系）

【現行】	【改訂〈素案〉】
<p>自然との共生 ～<u>生物多様性を育む豊かな自然の継承</u>～</p> <p>1 豊かな自然環境の保護</p> <p>① 自然公園等の保護</p> <p>② 地域の特色ある自然環境の保護</p> <p>③ <u>多様な生態系の保全</u></p> <p>④ <u>自然との調和に配慮した事業活動</u></p> <p>2 野生生物の保護</p> <p>① 希少野生動植物の保護</p> <p>② 野生鳥獣の保護管理</p> <p>③ <u>移入種等の対策</u></p> <p>④ 生息・生育環境の保全</p> <p>3 水とみどりに恵まれた環境の保全と<u>みどりの創出</u></p> <p>① <u>多様で健全・安全な森づくり</u></p> <p>② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全</p> <p>③ 身近なみどりの創出</p> <p>4 人間が守り伝える自然の豊かさ</p> <p>① 指導者・ボランティアの育成</p> <p>② 自然環境学習等の推進</p> <p>③ 自然とのふれあいの場の確保</p> <p>④ <u>生物多様性を支える基盤づくり</u></p>	<p>自然との共生 ～<u>暮らしと調和する豊かな自然の継承</u>～</p> <p>1 豊かな自然環境の保護</p> <p>① 自然公園等の保護</p> <p>② 地域の特色ある<u>多様な</u>自然環境の保護</p> <p>③ <u>自然との調和に配慮した事業活動</u></p> <p>2 野生生物の保護</p> <p>① 希少野生動植物の保護</p> <p>② 野生鳥獣の保護管理</p> <p>③ <u>外来生物の対策</u></p> <p>④ 生息・生育環境の保全</p> <p>3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出</p> <p>① <u>森林の整備による快適な環境保全</u></p> <p>② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全</p> <p>③ 身近なみどりの創出</p> <p>4 人間が守り伝える自然の豊かさ</p> <p>① 指導者・ボランティアの育成</p> <p>② 自然環境学習等の推進</p> <p>③ 自然とのふれあいの場の確保</p> <p>④ <u>自然との共生を支える基盤づくり</u></p>

4 スケジュール

令和2年11月	常任委員会への報告〈素案〉 パブリック・コメント開始
令和3年 1月	常任委員会への報告〈パブリック・コメントの結果〉
2月	自然環境保全審議会での審議〈最終案の取りまとめ〉 自然環境保全審議会からの答申 常任委員会への報告
3月	決定・公表

5 数値の目標

基本方針	項目	現行計画における目標令和2 (2020)年度末	現況令和元 (2019)年度末	目標令和6 (2024)年度末
1 豊かな 自然環境の 保護	採取等制限植物を指定する 県立自然公園の数(累計)	4箇所 (共生戦略)	0箇所	2箇所
	汚水処理人口普及率	88.8% (イコビ'ジ'ョン)	87.3%	92.1%
	岡山エコ事業所の認定件数 (累計)	285件 (イコビ'ジ'ョン)	256件	260件
2 野生生物の保護	指定希少野生動植物保護巡 視員数	100人 (自然計画)	58人	70人
	広域連携で鳥獣被害対策に 取り組む地域数(累計)	5地域 (自然計画)	3地域	5地域
	外来生物対策PR隊による 出前講座開催数(年間)	10回 (自然計画)	7回	10回
3 水とみ どりに恵ま れた環境の 保全と創出	森づくり活動への参加企業 数(累計)	30社 (イコビ'ジ'ョン) (R元(2019))	26社	28社
4 人間が 守り伝える 自然の豊か さ	みどりの少年隊員数	1,400人 (自然計画)	1,218人	1,400人
	身近な自然体験プログラムの 参加者数	30,000人 (イコビ'ジ'ョン)	28,636人 ※1	30,000人
	自然保護センターの利用者 数	40,000人 (イコビ'ジ'ョン)	32,438人	40,000人
	自然公園の利用者数	1,450万人 (イコビ'ジ'ョン)	1,100万人 ※2	1,210万人
	長距離自然歩道の利用者数	190万人 (イコビ'ジ'ョン)	143万人 ※2	160万人

※1 平成28(2016)～令和元(2019)年度の平均の値

※2 平成30(2018)年度末の値

岡山県自然保護基本計画

平成 23 年 3 月

【目次】

- I 計画策定の趣旨 1
- II 計画の性格 2
- III 計画の目標 3
- IV 自然保護の基本方針 4
- V 自然保護の施策体系 5
 - 自然保護基本計画の施策体系図 5
 - 1 豊かな自然環境の保護 6
 - ① 自然公園等の保護 7
 - ② 地域の特色ある自然環境の保護 9
 - ③ 多様な生態系の保全 10
 - ④ 自然との調和に配慮した事業活動 11
 - 2 野生生物の保護 14
 - ① 希少野生動植物の保護 15
 - ② 野生鳥獣の保護管理 18
 - ③ 移入種等の対策 20
 - ④ 生息・生育環境の保全 22
 - 3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出 24
 - ① 多様で健全・安全な森づくり 25
 - ② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全 27
 - ③ 身近なみどりの創出 29
 - 4 人間が守り伝える自然の豊かさ 31
 - ① 指導者・ボランティアの育成 32
 - ② 自然環境学習等の推進 33
 - ③ 自然とのふれあいの場の確保 35
 - ④ 生物多様性を支える基盤づくり 37
- VI 推進体制、計画の進行管理と見直し 39
- 数値目標一覧 40
- VII 資料編 41

1 計画策定の趣旨

地球上には、3,000万種ともいわれる多くの野生生物が、森林や草原、里地里山、田畑、干潟、河川、海洋など、地域や気候によって様々に異なる生態系の中で生きています。野生生物や生態系は互いに関係し合い、絶妙なバランスの中で豊かな自然を形成し、人間は、その自然の中で生かされてきました。

岡山県自然保護基本計画

令和 3 (2021) 年 3 月

【目次】

- I 基本的事項 1
 - 1 計画策定の趣旨 1
 - 2 計画の位置付け 2
 - 3 計画の目標 3
 - 4 計画の期間 3
 - 5 計画の目指す姿 3
- II 自然保護の基本方針 4
- III 自然保護の取組 5
 - 自然保護基本計画の施策体系 5
 - 1 豊かな自然環境の保護 6
 - ① 自然公園等の保護 7
 - ② 地域の特色ある多様な自然環境の保護 9
 - ③ 自然との調和に配慮した事業活動 11
 - 2 野生生物の保護 14
 - ① 希少野生動植物の保護 15
 - ② 野生鳥獣の保護管理 18
 - ③ 外来生物の対策 20
 - ④ 生息・生育環境の保全 22
 - 3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出 24
 - ① 森林の整備による快適な環境保全 25
 - ② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全 27
 - ③ 身近なみどりの創出 29
 - 4 人間が守り伝える自然の豊かさ 31
 - ① 指導者・ボランティアの育成 32
 - ② 自然環境学習等の推進 33
 - ③ 自然とのふれあいの場の確保 35
 - ④ 自然との共生を支える基盤づくり 37
- IV 推進体制、計画の進行管理と見直し 39
- 数値目標一覧 40
- V 資料編 41

1 基本的事項

1 計画策定の趣旨

地球上には、3,000万種ともいわれる多くの野生生物が、森林や草原、里地里山、田畑、干潟、河川、海洋など、地域や気候によって様々に異なる生態系の中で生きています。野生生物や生態系は互いに関係し合い、長い年月をかけて豊かな自然を形成してきました。

この様々な生命が共生している豊かな自然こそが、「生物多様性」そのものといえます。豊かな自然環境が生物多様性を育むとともに、生物多様性が自然環境そのものに大きな影響を与えてきたのです。

私たち人間は、この豊かな自然から、暮らしの基礎となる食料、水などを恵みとして享受するだけでなく、その恵みから生まれた地域色豊かな文化、伝統を通じて、

しかし、人間の活動が活発化、広域化するにつれて、森林や湿地等の豊かな自然の喪失、生態系の分断、野生生物の絶滅等の環境問題が地球規模で現れ、このままでは、自然の豊かな恵みを将来に引き継ぐことができないのみならず、私たちの生命や暮らしも損なわれるおそれがあります。

こうした中、国際社会においては生物の多様性に関する条約を採択し、平成22年（2010年）には第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催され、さらに、平成23年（2011年）からは「国連生物多様性の10年」が始まるなど、国際的に生物多様性の保全に向けた取組が加速されてきています。

我が国では、生物多様性基本法を制定し、生態系、種、遺伝子という3つのレベルでの多様性を保全するための取組を進めていますが、人間の活動領域の拡大や開発の進行、里地里山など身近な自然への人間の関わりの減少、外来生物による生態系のかく乱という3大要因により、生物多様性は失われつつあります。

県では、これまで、昭和46年（1971年）に岡山県自然保護条例を制定、翌47年（1972年）に岡山県自然保護基本計画を策定し、数次にわたる改訂を経るとともに、平成20年（2008年）には新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）を策定するなど、自然と調和した環境づくりを進めてきました。

岡山県は、気候温暖で四季の変化に富み、県北の中国山地から県南の瀬戸内海まで、豊かで多様な自然環境に恵まれています。郷土の自然を取り巻く幅広い問題に適切に対応し、人と自然との調和を将来にわたって維持し、さらには今まで以上に生物多様性の観点を強化した自然保護に関する施策を積極的に推進するため、この計画を策定し、「快適生活県おかやま」の実現を目指すものです。

II 計画の性格

岡山県自然保護基本計画は、岡山県自然保護条例第5条の規定により、自然保護に関する基本的かつ総合的な施策を定めるものであり、昭和47年（1972年）12月の策定後、2回の改訂を経て、今回が3回目の改訂となります。

また、「みどり豊かなおかやま」を築くための指針として、岡山県総合緑化計画（現在の名称は岡山県みどりの総合基本計画）を昭和50年（1975年）3月に策定し、5回の改訂を行いました。この計画を統合し、生態系に配慮した自然保護施策を総合的に推進することとします。

新たな計画は、県の自然保護に関する行政施策の基本となるとともに、市町村における自然保護に関する行政施策の指針ともなるものです。

この計画に盛り込まれる自然保護施策は、県民、事業者、民間団体、公共団体等の多様な主体が、自然保護の重要性を認識し、積極的に連携しながら行動することにより初めて成果を上げることができます。

心の豊かさも育んできました。

しかし、森林や湿地等の豊かな自然の喪失、生態系の分断、野生生物の絶滅等の環境問題が地球規模で現れ、このままでは、自然の豊かな恵みを将来に引き継ぐことができないのみならず、私たちの生命や暮らしも損なわれるおそれがあります。

こうした中、国においては、平成20（2008）年に、わが国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方を示した「生物多様性基本法」が制定され、同法に基づく基本計画である「生物多様性国家戦略」において、生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針、行動計画を示しています。

県では、これまで、昭和46（1971）年に「岡山県自然保護条例」を制定、翌47（1972）年に「岡山県自然保護基本計画」を策定し、数次にわたる改訂を経るとともに、令和3（2021）年に「岡山県環境基本条例」に基づき策定した「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）（仮称）」では、「自然と共生した社会の形成」を基本目標の一つに位置付け、引き続き、自然と調和した環境づくりを進めることとしています。

岡山県は、気候温暖で四季の変化に富み、県北の中国山地から県南の瀬戸内海まで、豊かで多様な自然環境に恵まれています。郷土の自然を取り巻く幅広い問題に適切に対応することで、人と自然との調和を維持し、県民誰もが自然の価値を深く認識して、その恩恵を将来にわたって享受できるよう、自然保護に関する施策を積極的に推進するため、この計画を策定し、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を目指すものです。

2 計画の位置付け

「岡山県自然保護基本計画」は、「岡山県自然保護条例」第5条の規定により、自然保護に関する基本的かつ総合的な施策を定めるものであり、昭和47（1972）年の策定後、3回の改訂を経て、今回が4回目の改訂となります。

また、この計画は、環境の保全に関する総合計画である「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）（仮称）」を基本とした自然保護に関する分野の個別計画であるとともに、「生物多様性基本法」第13条に基づく本県全域を対象とした「生物多様性地域戦略」としても位置付けます。

さらに、この計画は、県の自然保護に関する行政施策の基本となるとともに、市町村における自然保護に関する行政施策の指針ともなるものです。

計画に盛り込まれる自然保護施策は、県民、事業者、民間団体、公共団体等の多様な主体が、自然保護の重要性を認識し、積極的に連携しながら行動することにより初めて成果を上げることができます。

III 計画の目標

自然との共生 ～生物多様性を育む豊かな自然の継承～

この計画の目標は、「自然との共生」とします。新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）をはじめ自然保護に関する制度や施策と連携を図りつつ、「快適生活県おかやま」の実現を目指すものです。

また、各種施策の進捗状況等の点検・評価のために、自然保護に係る数値目標を設定し、施策の着実な推進を図り、自然保護に取り組みます。

なお、計画の目標年度は、平成 32 年度（2020 年度）とします。

県が生物多様性に取り組む観点とは

自然の中には陸上、土壌中、水中を問わずあらゆるところに生物が生存しており、人間を含めた全ての生物の生命はつながっています。この生命のつながりに着目し、生物が生息・生育する環境としての生態系の健全性を維持することが、県内の豊かな自然を保護することにつながります。

3 計画の目標

自然との共生 ～暮らしと調和する豊かな自然の継承～

この計画の目標は、「自然との共生」とします。「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）（仮称）」をはじめ環境の保全に関する制度や施策と連携を図りつつ、「豊かな自然や野生生物が大切に守られ、自然とのふれあいが人々に心の安らぎをもたらすなど、人と自然が調和し共生している社会」を目指します。

また、各種施策をわかりやすく示し、その進捗状況等の評価のために、自然保護に係る努力目標としての数値目標を設定し、施策の着実な推進を図り、自然保護に取り組みます。

4 計画の期間

「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）（仮称）」に準拠し、長期的な視点で計画の目指す姿を実現しようとする年次として、令和 22（2040）年頃を展望し、次に掲げるこの計画の目指す姿の実現を図ります。また、社会情勢の変化に対応するとともに着実に取組を進めるため、具体的な取組を進める短期的な期間を、令和 3（2021）年度～令和 6（2024）年度までとします。

長期的な視野に立って、一定期間内での進捗状況を適切に評価し、以後の自然保護施策に反映させます。

5 計画の目指す姿

この計画において、令和 22（2040）年頃を展望し目指す姿を次に示します。

- ◇ 自然公園など県内の優れた自然環境が維持・継承され、地域の特性に応じたきめ細かい生態系への配慮によって多種多様な野生生物が生息・生育しています。
- ◇ 県民誰もが、自然保護や生物多様性の重要性を認識し、自然と共生する考えに基づく行動を実践しており、優れた自然環境から得られる暮らしの豊かさを実感しています。
- ◇ 適切な整備によって豊かな森が育ち、都市にも緑が配置されるなど、水と緑に恵まれた環境が広がっています。

Ⅳ 自然保護の基本方針

本計画の目標である「自然との共生」を実現し、そして、生物多様性を育み、生命と暮らしを支える豊かな自然を将来に引き継ぐためには、「自然」とその恵みの中で暮らす「人」との調和を図る取組を持続的に行っていくことが大切です。

このため、「豊かな自然環境」、「多くの野生生物」、「人間」のそれぞれの視点に、「水とみどり」を加えた4つの視点を、計画実現のための基本方針と位置付け、多様な主体との連携のもと、将来につながる自然保護施策を展開することとします。

水とみどりに恵まれた自然の中で、多くの野生生物と人間とが共に生存していきける豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいきたいと考えています。

4つの基本方針

1 豊かな自然環境の保護

中国山地から瀬戸内海まで多様で豊かな自然環境を形成しています。

このため、地域の自然の特性に応じて、計画的な保護に努めるなど、豊かな自然を将来に引き継いでいきます。

2 野生生物の保護

長い歴史の中で創られた生物多様性は、私たちに様々な恵みを与えていますが、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。

このため、種の絶滅、減少を防ぎ、多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていきます。

3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

私たちは、長い年月をかけて地域固有の自然を維持してきましたが、森林や農地、瀬戸内海の自然環境が悪化しています。

このため、「多様で健全・安全な森づくり」、「河川や瀬戸内海の環境の保全」、「豊かで身近なみどりの創出」に努めます。

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

県民一人ひとりが、生物多様性の重要性を認識し、自然環境に配慮した行動を行う必要があります。

このため、「自然とのふれあいの場づくり」、「自然環境学習の指導者づくり」など環境学習の基盤整備や、自然保護活動に必要な最新の情報の提供等に努めます。

Ⅱ 自然保護の基本方針

この計画の目標である「自然との共生」を実現し、そして、生物多様性を育み、生命と暮らしを支える豊かな自然を将来に引き継ぐためには、「自然」とその恵みの中で暮らす「人」との調和を図る取組を持続的に行っていくことが大切です。

このため、「豊かな自然環境と生物多様性」、「多くの野生生物」、「人間」のそれぞれの視点に、「水とみどり」を加えた4つの視点を、計画実現のための基本方針と位置付け、多様な主体との連携のもと、将来につながる自然保護施策を展開することとします。

水とみどりに恵まれた自然の中で、多くの野生生物と人間とが共に生存する、人と自然が調和した環境を次の世代に引き継いでいきたいと考えています。

4つの基本方針

1 豊かな自然環境の保護

中国山地から瀬戸内海まで多様で豊かな自然環境を形成しています。

このため、地域の自然の特性に応じて、計画的な保護に努めるなど、豊かな自然を将来に引き継いでいきます。

2 野生生物の保護

長い歴史の中で創られた生物多様性は、私たちに様々な恵みを与えていますが、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。

このため、種の絶滅、減少を防ぎ、多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていきます。

3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出

私たちは、長い年月をかけて地域固有の自然を維持してきましたが、森林や農地、瀬戸内海の自然環境は、人間の活動や地域社会の変化により、大きな影響を受けています。

このため、「森林の整備による多様で健全・安全な森づくり」、「河川や瀬戸内海の環境の保全」、「豊かで身近なみどりの創出」に努めます。

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

県民一人ひとりが、自然保護や生物多様性の重要性を認識し、自然環境に配慮した行動を行う必要があります。

このため、「自然とのふれあいの場づくり」、「自然環境学習の指導者づくり」など環境学習の基盤整備や、自然保護活動に必要な最新の情報の提供等に努めます。

V 自然保護の施策体系

自然保護基本計画の施策体系図

●計画目標

自然との共生 ～生物多様性を育む豊かな自然の継承～

豊かな自然環境の保護

●自然公園等の保護

●地域の特色ある自然環境の保護

●多様な生態系の保全

●自然との調和に配慮した事業活動

野生生物の保護

●希少野生動植物の保護

●野生鳥獣の保護管理

●移入種等の対策

●生息・生育環境の保全

水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

●多様で健全・安全な森づくり

●河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全

●身近なみどりの創出

人間が守り伝える自然の豊かさ

●指導者・ボランティアの育成

●自然環境学習等の推進

●自然とのふれあいの場の確保

●生物多様性を支える基盤づくり

III 自然保護の取組

IIで示した自然保護の基本方針に基づき、計画の目標の実現に向け、次の4つの視点で取組を体系的に実施します。

自然保護基本計画の施策体系

●計画目標

自然との共生 ～暮らしと調和する豊かな自然の継承～

1 豊かな自然環境の保護

① 自然公園等の保護

② 地域の特色ある多様な自然環境の保護

③ 自然との調和に配慮した事業活動

2 野生生物の保護

① 希少野生動植物の保護

② 野生鳥獣の保護管理

③ 外来生物の対策

④ 生息・生育環境の保全

3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出

① 森林の整備による快適な環境保全

② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全

③ 身近なみどりの創出

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

① 指導者・ボランティアの育成

② 自然環境学習等の推進

③ 自然とのふれあいの場の確保

④ 自然との共生を支える基盤づくり

1 豊かな自然環境の保護

県内は、緑深い県北部の中国山地から、人間の活動により特有の生態系が維持されてきた里地里山が広がる吉備高原、都市化が進む県南平野部、瀬戸内海国立公園に指定された風光明媚で豊かな漁場の広がる瀬戸内海まで、自然の豊かさが多岐にわたっています。また、吉井川、旭川、高梁川の三大河川が県北から県南までの県土を潤し、相互に関連しながら多くの野生生物を育むとともに、優れた景観に富んだ多様な自然環境を形成しています。

県では、優れた自然景観を有する地域等を自然公園や自然環境保全地域等に指定するとともに、貴重な天然林等、特に優れた自然の一部を公有化するなど、自然環境の保護を推進しています。

しかしながら、長い間、人間の関与により保全されてきた里地里山では、農林業従事者の高齢化や生活様式の変化、過疎化等に伴う人間の働き掛けの縮小により荒廃が進むなど、身近な県内の自然環境の悪化が一部に見られます。

今後とも豊かな自然環境を保護していくためには、地域の自然の特性に応じて、自然保護施策を進めるなど、豊かな自然を将来に引き継いでいく必要があります。

1 豊かな自然環境の保護

県内は、緑深い県北部の中国山地から、人間の活動により特有の生態系が維持されてきた里地里山が広がる吉備高原、都市化が進む県南平野部、瀬戸内海国立公園に指定された風光明媚で豊かな漁場の広がる瀬戸内海まで、自然の豊かさが多岐にわたっています。また、吉井川、旭川、高梁川の三大河川が県北から県南までの県土を潤し、相互に関連しながら多くの野生生物を育むとともに、優れた景観に富んだ多様な自然環境を形成しています。

県では、優れた自然景観を有する地域等を自然公園や自然環境保全地域等に指定するとともに、貴重な天然林等、特に優れた自然の一部を公有化するなど、自然環境の保護を推進しています。

しかしながら、長い間、人間の関与により保全されてきた里地里山では、農林業従事者の高齢化や生活様式の変化、過疎化等に伴う人間の働き掛けの縮小により荒廃が進むなど、身近な県内の自然環境の悪化やその環境に特有の動植物の減少が一部に見られます。

今後とも豊かな自然環境を保護していくためには、地域の自然の特性に応じて、自然保護施策を進めるなど、豊かな自然を将来に引き継いでいく必要があります。

(県内の主な国立公園、国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域、環境緑地保護地域(写真))

① 自然公園等の保護

現状と課題

- 優れた自然景観や自然環境を有している地域等を保護するため、県内には、自然公園が国立・国定・県立合わせて10地域、自然環境保全地域が3地域、環境緑地保護地域が2地域、郷土自然保護地域が37地域、郷土記念物が39箇所、鳥獣保護区が69箇所指定されています。
- これらの地域のうち、特に重要な地域については、特別地域や特別保護地区等に指定し、野生動植物の捕獲等を規制するとともに、様々な開発行為を規制し、自然環境の保護を図っています。中でも、毛無山（新庄村）の一角には、ブナ林を中心とした天然林が広がり、学術的にも貴重な自然環境を有しているため、森林の一部を公有化し、その保存に努めています。
- 自然公園等には、そこに生息する野生生物の保護や生息・生育環境の保全と生態系ネットワークの要としての機能を積極的に果たすことが求められます。

自然公園等の指定状況（自然環境課）

区分	地域数	面積
自然公園	10地域	80,664ha
自然環境保全地域	3地域	101ha
環境緑地保護地域	2地域	27ha
郷土自然保護地域	37地域	844ha
郷土記念物	39箇所	-
鳥獣保護区	69箇所	29,375ha

推進の目標

- 原生的な森林や多くの野生生物が生息・生育する地域を保護します。

施策の推進方向

- ① 自然公園等の保護・管理に努めるとともに、自然環境の保全に影響を及ぼすと認められる場合には、そこが本来の生息・生育地でない動植物の放出や植栽等を禁止するなど必要な規制を行います。
- ② 自然環境や社会状況などの変化を踏まえ、公園区域や公園計画の点検を行います。
- ③ 自然公園指導員や自然保護推進員などと連携し、動植物の捕獲・採取や損傷、地形の改変などの問題が生じないように自然公園等の適正な利用指導に努めます。
- ④ 鳥獣保護区の定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査などを実施するとともに、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、鳥獣を取り巻く多様な生息環境の保全に努めます。

① 自然公園等の保護

現状と課題

- 優れた自然景観や自然環境を有している地域等を保護するため、県内には、自然公園が国立・国定・県立合わせて10地域、自然環境保全地域が3地域、環境緑地保護地域が2地域、郷土自然保護地域が37地域、郷土記念物が39箇所、鳥獣保護区が66箇所指定されています。
- これらの地域のうち、特に保全が必要な地域については、特別地域や特別保護地区等に指定し、野生動植物の捕獲等を規制するとともに、様々な開発行為を規制し、自然環境の保護を図っています。中でも、毛無山（新庄村）の一角には、ブナ林を中心とした天然林が広がり、学術的にも貴重な自然環境を有しているため、森林の一部を公有化し、その保存に努めています。
- 自然公園等には、そこに生息する野生生物の保護や生息・生育環境の保全と生態系ネットワークの要としての機能を積極的に果たすことが求められます。

自然公園等の指定状況（自然環境課）（令和元（2019）年度末）

区分	地域数	面積
自然公園	10地域	80,664ha
自然環境保全地域	3地域	101ha
環境緑地保護地域	2地域	27ha
郷土自然保護地域	37地域	844ha
郷土記念物	39箇所	-
鳥獣保護区	66箇所	27,270ha

具体的な取組※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- 自然公園の適正な保護・管理（環境文化部）
優れた自然環境や自然景観を有している自然公園を、「自然公園法」、「岡山県立自然公園条例」に基づき適切に保護・管理します。
また、特定の植物の採取、損傷が生物多様性の保全や優れた自然の風景地の保護に支障を来さないよう、県立自然公園における採取などを規制する植物種の指定に努めます。
- 自然環境保全地域等の適正な保護・管理（環境文化部）
優れた自然環境が保全されている自然環境保全地域などを、「岡山県自然保護条例」に基づき適切に保護・管理します。
また、必要に応じ、新たな自然環境保全地域などの指定を行い、自然環境の

保全に努めます。

○大規模天然林の保全（環境文化部）

県下最大規模のブナ林を中心とした貴重な天然林を有する毛無山の自然環境を適正に保全するとともに、県民が広く自然に親しむことのできる場として活用されるよう、適切な維持管理を行います。

○自然公園指導員等との連携による適正な利用指導（環境文化部）

自然公園指導員や自然保護推進員などと連携し、動植物の捕獲・採取や損傷、地形の改変などの問題が生じないように自然公園などの適正な利用指導に努めます。

○天然記念物の保護管理（教育庁）

国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオ、天然記念物に指定されているカプトガニ繁殖地、オオサンショウウオ生息地、アユモドキ、ヤマネなどについて、「文化財保護法」に基づき適切な指導・支援を行います。

また、岡山県指定天然記念物に指定している穴門山の社叢や、かわしんじゅ貝生息地、ウスイロヒョウモンモドキ生息地などを「岡山県文化財保護条例」に基づき適切に保護・管理します。

○名勝の保存管理（教育庁）

名勝は、古くから著名な風致景観に加えて、土地の風土や伝統的な土地のあり方、信仰や行楽などにも重点が置かれて指定されており、その風致景観を保全することは、地域色豊かな自然環境の保全につながるため、下津井鷺羽山、豪溪、奥津溪などの国指定の自然的名勝の保存・管理について、「文化財保護法」に基づき、適切な指導・支援を行います。

また、岡山県指定名勝に指定している道祖溪や天神峡、弥高山などを「岡山県文化財保護条例」に基づき適切に保存・管理します。

数値の目標

項目	現況（令和元（2019）年度末）	目標（令和6（2024）年度末）
採取等制限植物を指定する県立自然公園の数（累計）	0箇所	2箇所

② 地域の特色ある自然環境の保護

現状と課題

- 県北部に広がる森林は、天然林に多くの野生生物が生息・生育する一方、人工林の手入れ不足等が進行しており、豊かな森林の維持・回復が必要です。
- 吉備高原地域等の里地里山では、耕作放棄地の増加や産業構造の変化、高齢化等による森林の手入れ不足などにより自然環境が悪化してきており、その保護が必要です。
- 県南部の平野を中心に、水田が広がっていますが、人間と共生していたカエル等の身近な野生生物が減少するなど、地域の自然環境の保護が必要です。
- 三大河川を中心とした水系に豊かな水が循環していますが、河川改修等による地域の安全・安心の確保と地域の特色ある自然環境の確保を両立していくことが求められます。
- 多くの野生生物が生息・生育する湿原や干潟等は一度失われると再生が難しいことから、これらの地域の保護が必要です。
- 貴重な地下資源である温泉は、自然とのふれあいや心身の休養に大きな役割を果たしています。

推進の目標

- 中国山地、里地里山、平野部、河川・湖沼、瀬戸内海沿岸地域それぞれに異なった特色のある自然環境を保護し、将来に引き継いでいきます。

施策の推進方向

- ① 森林の持つ公益的機能を発揮させるための間伐と地域の本来の植生に配慮した広葉樹林や針広混交林の造成を推進します。
- ② 中山間地域や都市地域周辺等地域の特色ある里地里山について、多様な主体との協働による保全や利用を推進します。
- ③ 都市と農村との交流を図り、都市生活者による稲作体験や身近な生物探しの活動等を通じて自然への理解を促進します。
- ④ 自然保護推進員等が自然環境の保護に関する指導等を行いながら、地域の自然環境の保護活動の推進を図ります。
- ⑤ 参加体験型の学びを通じて自然の価値を認識できるよう、学校と連携して、学校近辺の身近な地域の清掃や下草刈、生物の飼育等を推進します。
- ⑥ 各地域の特色ある自然環境を保護するため、市町村に「自然環境保護推進地域」の制度創設を働き掛けます。
- ⑦ 貴重な地下資源である温泉の保護と安全で適正な利用を推進します。

② 地域の特色ある多様な自然環境の保護

現状と課題

- 県北部に広がる森林は、天然林に多くの野生生物が生息・生育する一方、人工林の手入れ不足等が進行しており、豊かな森林の維持・回復が必要です。
- 里地里山では、荒廃農地（耕作放棄地）の増加や産業構造の変化、高齢化等による森林の手入れ不足などによる自然環境への影響が生じており、その保護が必要です。
- 県南部の平野を中心に、水田が広がっていますが、人間と共生していたカエル等の身近な野生生物が減少するなど、地域の自然環境の保護が必要です。
- 三大河川を中心とした水系に豊かな水が循環していますが、河川改修等による地域の安全・安心の確保と地域の特色ある自然環境の確保を両立していくことが求められます。
- 多くの野生生物が生息・生育する湿原や藻場等は一度失われると再生に長い期間を要することから、これらの地域の保護が必要です。

- 森林や里地里山、河川、海浜等の様々な生態系が豊かな自然を構築しており、多様な生態系の保全が必要です。

具体的な取組

※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- 公益的機能を高めるための森林整備の推進（農林水産部）
森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるため、林業経営が見込める人工林においては、間伐や少花粉苗木を活用した再造林等による森林整備を推進し、林業経営が見込めない人工林は管理コストの低い針広混交林へ誘導することによって、多様で豊かな森林を育成するとともに保全に努めます。
- 市町村提案型森づくりの促進（農林水産部）
市町村などの提案による地域の実情、課題に対応した森林保全に関する取組を支援し、地域の独自性と創意工夫による多様な森づくりを促進します。
- 水産動植物の生育環境の保全（農林水産部）
豊かな瀬戸内海の恵みが今後も享受できるよう、アマモ場などの保全や再生の取組を支援します。
- 都市公園等の管理（土木部）
市街地における自然とのふれあいの場である都市公園等を適正に管理し、暮

数値の目標

項目	現況 (平成 21 年度末)	目標 (平成 32 年度末)
自然環境保護推進地域数	0 箇所	10 箇所

③ 多様な生態系の保全

現状と課題

- 森林や里地里山、河川、海浜等の様々な環境における生態系が豊かな自然を構築しており、多様な生態系の保全が必要です。
- 道路整備や河川改修等の開発行為や自然災害の発生等により、生態系や植生の縮小、分断、孤立化が進んでおり、広い地域の生態系の保全が必要です。

推進の目標

- 県内の各地域における様々な生態系の現状を把握するための調査や、それらの生態系を保全するための方策等についての研究を進めます。
- 森林や草原、里地里山、田畑、干潟、河川、湖沼、湿地、海浜等の自然と自然とのつながりの確保に努めます。
- 森林、草原、身近な緑地等のみどりのネットワークや、河川、水路、水田等の水のネットワークを確保し、野生生物の生息・生育地を結び、それらの移動にも配慮した連続性のある生態系ネットワークの形成に努めます。

施策の推進方向

- ① 生態系の現状の把握と調査参加者の生物多様性への理解を深めるため、地域住民が参画する生物調査を実施します。
- ② 市町村が公共事業を実施する際に自然環境へ配慮すべき項目を取りまとめた「市町村公共事業自然環境配慮指針(仮称)」を策定するよう、各市町村へ働きかけます。
- ③ 野生生物の移動の妨げを緩和するため、道路下や空中へのエコロードの設置や、河川内への魚道の設置、また水生生物等が生息できるよう「多自然川づくり」の施工など、生態系に配慮した公共事業を推進します。
- ④ 森林や草原、里地里山、河川や湖沼、湿地等の自然を結び、広がりを持った生態系ネットワークの整備に努めます。
- ⑤ 地域の自然や水源から海に至る河川水系等のネットワーク化に取り組む地域団体等の活動事例を集め、自然ネットワークの形成促進に努めます。
- ⑥ 身近な地域において自然とふれあえるビオトープ等を整備し、環境学習での活用等を通じた自然共生型の地域づくりを推進します。
- ⑦ 近隣県との広域的な自然ネットワークの構築に向けた連携・協力体制の整備に努めます。

らしを豊かにする自然環境の確保に努めます。

○**汚水処理施設の整備(土木部、農林水産部、環境文化部)**

汚水を収集・処理(浄化)する下水道などの汚水処理施設を整備することにより、閉鎖性水域である瀬戸内海や児島湖などの公共用水域の水質の保全・改善を図ります。また、下水道や集落排水、合併処理浄化槽の整備区域と汚水処理人口分担率を定めた「クリーンライフ100構想」に基づき効率的な整備を促進します。

○**自然保護推進員等との連携による適正な自然保護に関する指導(環境文化部)**

自然保護推進員等との連携により保護に関する指導等を行いながら、地域の自然環境の保護活動の推進を図ります。

数値の目標

項目	現況(令和元 (2019)年度末)	目標(令和6 (2024)年度末)
汚水処理人口普及率	87.3%	92.1%

④ 自然との調和に配慮した事業活動

現状と課題

- 食料品等の大量輸入、大量消費、大量廃棄をはじめとした私たちの社会経済活動は、森林や海洋生物資源の減少など、国内外の生物多様性に深刻な影響を及ぼしています。
- 社会経済活動は、周囲の環境と密接に絡み合っており、継続的な活動を行うためには、自然との調和に配慮することが求められます。
- 農業では、農薬の使用等により、病虫害の防除を行い、収穫量の増大を図ってきましたが、結果的に田畑の野生生物が減少しており、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業の推進が求められます。
- 林業では、人工林における間伐等の手入れ不足が野生動物の生息環境の悪化の一因ともなり、動物と人間との間にあつれきが生じているため、すみわけ又は共存の方策を見つけ出すことが必要です。

推進の目標

- 国内外の自然に対する負荷の軽減に配慮した事業活動を推進します。
- 各地域の様々な生態系に配慮した農林漁業の実践を推進します。
- 大規模な開発に際して、自然との調和に意識的かつ優先的に配慮する自然保護協定の締結等を推進します。

施策の推進方向

- ① 有機無農薬・減農薬農業により、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進します。
- ② スギやヒノキの人工林の間伐を促進するとともに、広葉樹林や針広混交林等多様な森林の造成を推進します。
- ③ 企業において原材料の調達から廃棄物の回収・処分までを含めた物流全体を経済的視点のみならず環境的視点から見直すよう、啓発等に努めます。
- ④ 商品の選択において、原材料がどこから運ばれたものか、環境に配慮した企業の商品かなど、環境負荷の軽減を意識した消費者行動の普及啓発に努めるとともに、農業生産物等の地産地消を進めます。
- ⑤ 生態系に配慮した事業活動を行う企業・団体を認証する「自然との共生モデル事業」を創設し、自然との調和に配慮した活動を支援します。
- ⑥ 県民や企業が率先して自然との調和に努める意識づくりを進めるとともに、大規模な開発、造成に際しては、環境影響評価手法の活用と自然保護協定の締結を求めます。

③ 自然との調和に配慮した事業活動

現状と課題

- 社会経済活動は、周囲の環境と密接に絡み合っており、継続的な活動を行うためには、自然との調和に配慮することが求められます。
- 農業では、農薬の使用等により、病虫害の防除を行い、収穫量の増大を図ってきましたが、結果的に田畑の野生生物が減少しています。
林業では、人工林における間伐等の手入れ不足が野生動物の生息環境の悪化の一因ともなり、一部に動物と人間との間にあつれきが生じています。
- 水産業では、漁業者等が中心となり、魚が生まれ育つアモ場等の再生に取り組んでいます。
- 農林水産業をはじめ、様々な事業活動において、環境負荷の軽減に配慮した持続可能な活動が求められます。

具体的な取組※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- **環境保全型農業の推進（農林水産部）**
農薬使用者に対し、農薬の適正使用を周知・徹底するとともに、病虫害発生予察情報による適期防除、耕種的防除、生物的防除などを組み合わせた農薬使用低減技術の普及・定着を図ります。
また、堆肥などを活用した土づくりの普及を図るなど、環境と調和した農業を推進します。
- **有機無農薬農産物の生産振興（農林水産部）**
本県は全国に先駆けて有機無農薬農業に取り組んでおり、参入希望者等を対象とした研修会等を開催し、新規参入者の確保を図るとともに、消費者や実需者等に対して、おかやま有機無農薬農産物を積極的にPRすることでブランド化を図り、新たな需要の掘り起こしや生産者の意欲高揚による産地拡大を推進します。
- **荒廃農地（耕作放棄地）の発生防止（農林水産部）**
市町村と連携し、中山間地域等直接支払制度等を活用して、荒廃農地の発生防止に努めます。
- **農業生産基盤の整備（農林水産部）**
かんがい排水施設や農道、ほ場の整備のほか、地域の実情に即したきめ細かな基盤整備を生態系に配慮して実施します。

- 都市と農村との交流の促進（県民生活部）
農業体験などを通じて自然の営みに触れる移住候補地体感ツアーにより、都市と中山間地域との交流を図り定住を促進します。
- 農産物等の鳥獣被害防止対策の推進（農林水産部）
野生鳥獣による農林水産被害の防止を図るため、市町村や専門家等と連携し、防護対策と捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成や捕獲獣の利活用対策などを総合的に推進します。
また、カワウについて、防護対策と捕獲対策を中心に、漁業関係者等が行う活動を支援するとともに、広域的な取組についての体制整備を進めます。
- 公益的機能高めるための森林整備の推進（農林水産部）〔再掲〕
森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるため、林業経営が見込める人工林においては、間伐や少花粉苗木を活用した再造林等による森林整備を推進し、林業経営が見込めない人工林は管理コストの低い針広混交林へ誘導することによって、多様で豊かな森林を育成するとともに保全に努めます。
- 水産動植物の生育環境の保全（農林水産部）〔再掲〕
豊かな瀬戸内海の恵みが今後も享受できるよう、アマモ場などの保全や再生の取組を支援します。
- 海の恵みの持続的利用の推進（農林水産部）
効果的な栄養塩の供給方法を検証し、漁場環境の改善による資源回復を図り、漁業資源の持続的な利用を推進します。
- 自然との調和に配慮した開発の指導（環境文化部、県民生活部）
太陽光発電事業などの大規模開発行為について、「岡山県県土保全条例」に基づく事前協議により、関係法令を遵守するよう指導を行うとともに、環境影響評価、自然保護協定の締結などにより、既存植生の保護や改変地の緑化など適切な指導を行います。
- 環境に配慮した公共事業の推進（環境文化部、関係各部）
県が行う公共事業について、「岡山県環境配慮公共事業ガイドライン」による生態系にも配慮した公共事業を実施します。
- 環境にやさしい企業づくり（環境文化部）
グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。
- 消費者行動への普及啓発（環境文化部）
環境に配慮した商品などへの理解を深め、優先的に購入・利用するなどの行動につながるよう、消費者への普及啓発を推進します。

数値の目標

項目	現況 (平成 21 年度末)	目標 (平成 32 年度末)
自然との共生モデル事業の認証件数 (累計)	0 件	10 件

数値の目標

項目	現況（令和元 （2019）年度末）	目標（令和6 （2024）年度末）
岡山エコ事業所の認定件数（累計）	256 件	260 件

2 野生生物の保護

地球の長い歴史の中で創り上げられた生物多様性は、食料や医療品の原料など様々な恵みを通して、私たち人間の生命と暮らしを支えています。生物多様性を守り、将来に引き継いでいくためには、現存する多くの野生生物をその生息・生育環境とともに保護していく必要があります。

近年、野生生物の生息・生育環境の悪化や県中北部、中山間地域を中心とした里地里山における人間の自然への働き掛けの減少により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。

このため、絶滅のおそれのある種を的確に把握する必要があり、県では、平成15年(2003年)に岡山県版レッドデータブックを作成し、平成21年(2009年)にはその見直しを行い、県内における絶滅のおそれのある野生生物の現状を明らかにして、地域における適切な野生生物の保護に努めてきました。

一度失われた種は二度と取り戻すことはできません。種の絶滅、減少を防ぎ、県内の多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていくことは私たちの重要な責務です。

岡山県希少野生動植物保護条例指定種 (6種)

- フサヒゲルリカミキリ
- マルバノキ
- ミチノクフクジュソウ
- サクラソウ
- エヒメアヤメ
- ミズアオイ

平成16年度指定	植物	マルバノキ
	植物	ミズアオイ
	昆虫	フサヒゲルリカミキリ
平成17年度指定	植物	エヒメアヤメ
平成21年度指定	植物	ミチノクフクジュソウ
	植物	サクラソウ

2 野生生物の保護

地球の長い歴史の中で創り上げられた生物多様性は、食料や医療品の原料など様々な恵みを通して、私たち人間の生命と暮らしを支えています。生物多様性を守り、将来に引き継いでいくためには、現存する多くの野生生物をその生息・生育環境とともに保護していく必要があります。

近年、野生生物の生息・生育環境の悪化や県中北部、中山間地域を中心とした里地里山における人間の自然への働き掛けの減少により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。

このため、絶滅のおそれのある種を的確に把握する必要があり、県では、平成15年(2003年)に「岡山県版レッドデータブック」を作成し、平成21(2009)年及び令和2(2020)年にはその見直しを行い、県内における絶滅のおそれのある野生生物の現状を明らかにして、地域における適切な野生生物の保護に努めてきました。

一度失われた種は二度と取り戻すことはできません。種の絶滅、減少を防ぎ、県内の多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていくことは私たちの重要な責務です。

岡山県希少野生動植物保護条例指定種 (7種) (写真))

植物	マルバノキ
植物	ミズアオイ
植物	エヒメアヤメ
植物	ミチノクフクジュソウ
植物	サクラソウ
動物	カワバタモロコ
動物	ナガレタゴガエル

① 希少野生動植物の保護

現状と課題

- 開発等による生息・生育環境の悪化、県中北部、中山間地域等における自然に対する人間の働き掛けの減少等により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。
- 平成 21 年（2009 年）に改訂された岡山県版レッドデータブックによると、絶滅のおそれのある種の数、動物で 184 種、植物で 309 種にのぼります。
- 県では、平成 15 年（2003 年）に岡山県希少野生動植物保護条例を制定し、多様な主体との協働のもと、希少野生動植物の保護に取り組んでいます。
- 絶滅の危機に瀕している希少野生動植物について、その生息・生育環境を含め、将来に引き継いでいく必要があります。

岡山県版レッドデータブック 2009 の分類群別掲載種数

分類群	岡山県カテゴリー							小計	
	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧	情報不足	留意		
動物	哺乳類	3		7	5	2	4		21
	鳥類			16	22	18	23	9	88
	爬虫類				4		2		6
	両生類			4	3	4		3	14
	汽水・淡水魚類			7	14	14	5	3	43
	昆虫類	6		17	20	49	32	48	172
	昆虫類以外の無脊椎動物	14		28	37	88	91	44	302
	小計	23	0	79	105	175	157	107	646
植物	維管束植物	9	3	137	151	189	19	48	556
	コケ植物	2		15	6	9	2	14	48
	小計	11	3	152	157	198	21	62	604
計	34	3	231	262	373	178	169	1,250	

絶滅：すでに絶滅したと考えられる種。
 野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種。
 絶滅危惧 I 類：絶滅の危機に瀕している種。もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難になるもの。
 絶滅危惧 II 類：絶滅の危険が増大している種。もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
 準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種。現在のところ「絶滅危惧 I 類」にも「絶滅危惧 II 類」にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位のランクに移行するような要素（脆弱性）を有するもの。
 情報不足：評価するだけの情報が不足している種。
 留意：絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種。

① 希少野生動植物の保護

現状と課題

- 開発等による生息・生育環境の悪化、県中北部、中山間地域等における自然に対する人間の働き掛けの減少等により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。
- 令和 2（2020）年に改訂された「岡山県版レッドデータブック」によると、絶滅のおそれのある種の数、動物で 404 種、植物で 337 種にのぼります。
- 県では、平成 15（2003）年に岡山県希少野生動植物保護条例を制定し、多様な主体と連携し、希少野生動植物の保護に取り組んでいます。
- 絶滅の危機に瀕している希少野生動植物について、その生息・生育環境を含め、将来に引き継いでいく必要があります。

岡山県版レッドデータブック 2020 の分類群別掲載種数

分類群	岡山県カテゴリー							小計	
	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧	情報不足	留意		
動物	哺乳類	3		12	8	1	2		26
	鳥類			20	31	21	17		89
	爬虫類				4		3		7
	両生類			4	4	6	2		16
	汽水・淡水魚類			9	15	14	10		48
	昆虫類	9		30	51	74	87	14	265
	昆虫類以外の無脊椎動物	74		158	58	55	61	6	412
	小計	86	0	233	171	171	182	20	863
植物	維管束植物	15	3	163	153	206	18	16	574
	コケ植物	1		15	6	9	2	15	48
	小計	16	3	178	159	215	20	31	622
計	102	3	411	330	386	202	51	1,485	

絶滅：すでに絶滅したと考えられる種
 野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種
 絶滅危惧 I 類：絶滅の危機に瀕している種、もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難になるもの
 絶滅危惧 II 類：絶滅の危険が増大している種、もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
 準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種、現在のところ「絶滅危惧 I 類」にも「絶滅危惧 II 類」にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位のランクに移行するような要素（脆弱性）を有するもの
 情報不足：評価するだけの情報が不足している種
 留意：絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種

岡山県希少野生動植物保護条例に基づく指定状況

区分	動植物種名	地域	岡山県版レッドデータブックカテゴリー	指定年度
植物	マルバノキ	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	16年度
植物	ミズアオイ	県南西部	絶滅危惧Ⅰ類	16年度
昆虫	フサヒゲルリカミキリ	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	16年度
植物	エヒメアヤメ	県南西部	絶滅危惧Ⅰ類	17年度
植物	ミチノクフクジュソウ	県中西部	絶滅危惧Ⅰ類	21年度
植物	サクラソウ	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	21年度

推進の目標

- 希少野生動植物についての基礎調査を進め、収集したデータのデータベース化を図るとともに、絶滅の原因について、科学的知見に基づく分析を推進します。
- 希少野生動植物保護条例に基づき、多様な主体との協働のもと、希少野生動植物について、その生息・生育する環境を含め、保護活動を推進します。
- 本来の生息地での保護だけでは種の存続が困難な希少野生動植物については、人間の管理下での生息域外保全に取り組みます。

施策の推進方向

- ① レッドデータブックに記載された希少種のうち、特に保護を図る必要がある種を、希少野生動植物保護条例に基づき「指定希少野生動植物」として指定し、指定希少野生動植物保護巡視員や多様な主体と協働し、保護活動に取り組みます。
- ② 希少野生動植物保護条例に基づく保護活動だけでは種の存続が困難な希少野生動植物について、生息域外保全基本方針を策定し、関係者と連携してその保全に取り組みます。
- ③ 希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策を図るために、岡山県野生生物目録の情報整理、データベース化を図るとともに、レッドデータブック改訂に向けた情報収集、基礎調査を進めます。
- ④ 開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、レッドデータブックを活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を推進します。

数値の目標

項目	現況 (平成21年度末)	目標 (平成32年度末)
指定希少野生動植物の指定数(※)	6種	10種
指定希少野生動植物の保護に取り組む地域数	8地域	12地域
指定希少野生動植物保護巡視員数	70人	100人

(※) 絶滅のおそれのある種を保護するために指定を目指しており、生息・生育する地元での管理体

岡山県希少野生動植物保護条例に基づく指定状況

区分	動植物種名	地域	岡山県版レッドデータブックカテゴリー	指定年度
植物	マルバノキ	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	平成16年度
植物	ミズアオイ	県南西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成16年度
植物	エヒメアヤメ	県南西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成17年度
植物	ミチノクフクジュソウ	県中西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成21年度
植物	サクラソウ	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	平成21年度
動物	カワバタモロコ	県南西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成23年度
動物	ナガレタゴガエル	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	平成24年度

具体的な取組 ※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- 希少野生動植物保護条例に基づく保護管理（環境文化部）
絶滅のおそれのある希少野生動植物について、「岡山県希少野生動植物保護条例」に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物に指定し、捕獲などを規制するとともに、生息・生育地の市町村をはじめ、指定希少野生動植物保護巡視員など様々な主体と協働し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進します。
- 国内希少野生動植物の保護（環境文化部）
国及び市町村と連携し、種の保存法により指定されている国内希少野生動植物の状況や保護について普及啓発を進めるとともに、地域の保護活動に対する支援を推進します。
- 「岡山県版レッドデータブック2020」を活用した普及啓発（環境文化部）
開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、「岡山県版レッドデータブック2020」を活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を促進します。
- 希少野生動植物の情報収集、データベース化（環境文化部）
希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策につなげるために、「岡山県野生生物目録」の情報整理、データベース化を図るとともに、「岡山県版レッドデータブック」の次期改訂に向けた情報収集、基礎調査を進めます。
- 天然記念物の保護管理（教育庁）[再掲]
国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオ、天然記念物に指定されているカブトガニ繁殖地、オオサンショウウオ生息地、アユモドキ、ヤ

制が整ったものについて指定することとしている。

マネなどについて、「文化財保護法」に基づき適切な指導・支援を行います。
また、岡山県指定天然記念物に指定している穴門山の社叢や、かわしんじゅ貝生息地、ウスイロヒョウモンモドキ生息地などを「岡山県文化財保護条例」に基づき適切に保護・管理します。

数値の目標

項目	現況（令和元 （2019）年度末）	目標（令和6 （2024）年度末）
指定希少野生動植物保護巡視員数	58人	70人

② 野生鳥獣の保護管理

現状と課題

- ツキノワグマ等生息数が少なく保護が必要な種がある一方で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等生態系や農林水産業へ多大な被害を及ぼしている種もあり、個体数調整及び被害防止対策を組み合わせた総合的な対策が課題です。
- 野生鳥獣の保護管理には、人間と野生鳥獣の適切な関係の構築について理解を深めるための情報提供や普及啓発が重要です。
- 県境を越えて分布、移動する野生鳥獣については、広域的な保護管理の視点から、関係する行政機関や団体が連携して取り組むことが重要です。
- 自然環境の急激な変化に伴い、生息数が減少している野生鳥獣について、保護の取組が求められます。

推進の目標

- 鳥獣の保護と管理を図るための基本指針となる鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護と管理を総合的に推進します。
- 鳥獣保護区について、その指定を進めるとともに、適切な保護管理を推進します。
- 鳥獣保護に関する知識の普及啓発を図るとともに、多様な鳥獣相の保全に努めます。

施策の推進方向

- ① イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについて、科学的データや手法を踏まえた特定鳥獣保護管理計画を策定し、実効性の高い施策を推進することで、野生鳥獣の個体数、生息環境及び被害防止対策をバランスよく保護管理します。
- ② 鳥獣保護区や休猟区について、指定の趣旨に沿って、関係者の十分な理解を得た上で指定を行うとともに、鳥獣の生息状況を把握した上で、定期的な巡視等、適切な保護管理に努めます。
- ③ 野鳥の森や探鳥会等によるふれあいの機会の創出や野生鳥獣についての情報提供などを通じて、人と鳥獣の適切な関係についての普及啓発に努めます。
- ④ 鳥獣保護員、鳥獣保護センター等と連携を密にし、野生鳥獣の生息環境の保全に努めるとともに、傷病鳥獣の救護の取組を推進します。
- ⑤ 県内に生息又は飛来する野生鳥獣について、関係団体と連携し、山林、里山、水辺、都市周辺などの各環境下における野生鳥獣の生息分布調査を実施します。
- ⑥ 猟友会等と連携し、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保に努めます。
- ⑦ カワウやニホンジカ、ツキノワグマなど県境を越えて広域に移動する野生鳥獣について、関係各県からなる協議会設立など広域連携による保護管理の取組を推進します。

② 野生鳥獣の保護管理

現状と課題

- 生息数が少なく保護が必要な種がある一方で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等生態系や農林水産業へ多大な被害を及ぼしている種もあり、個体数調整及び被害防止対策を組み合わせた総合的な対策が必要です。
- ツキノワグマについては、県民の安全・安心の確保を第一に、併せて東中国地域個体群の安定的な維持を図る必要があります。
- 野生鳥獣の保護管理には、人間と野生鳥獣の適切な関係の構築について理解を深めるための情報提供や普及啓発が重要です。
- 県境を越えて分布、移動する野生鳥獣については、広域的な保護管理の視点から、関係する行政機関や団体が連携して取り組むことが重要です。
- 自然環境の急激な変化に伴い、生息数が減少している野生鳥獣について、保護の取組が求められます。

具体的な取組※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- 特定鳥獣の保護管理（環境文化部、農林水産部）
絶滅のおそれのある鳥獣や農林業等への被害が深刻化している有害鳥獣について、「鳥獣保護管理計画」を策定し、適正な保護管理に努めます。
[ツキノワグマの保護管理]
東中国地域に生息するツキノワグマは、国において、絶滅のおそれのある地域個体群に位置付けられているものの、近年生息数が増加し、人里への出没も増えており、県民の安全・安心の確保を第一に、併せて地域個体群の安定的な維持を図るため、特定鳥獣専門指導員による出没時の現地調査や地域住民への注意喚起、出前学習講座の実施など被害防止対策を実施するとともに、県内生息数の推定のための生息状況のモニタリングを行います。
また、近隣県と設立した協議会において、広域的な保護管理の在り方などについて検討を進めます。
- [シカ、イノシシ、サルの管理]
農林業被害が深刻化しているシカ、イノシシ、サルについて、生息密度の低減、農林業被害などの軽減を図ることを目標として、防護対策や捕獲の促進などを図ります。

数値の目標

項目	現況 (平成 21 年度末)	目標 (平成 32 年度末)
狩猟者登録件数	4,391 人	4,400 人
広域連携で鳥獣被害対策に取り組む地域数	0 地域	5 地域

○農産物等の鳥獣被害防止対策の推進（農林水産部）[再掲]

野生鳥獣による農林水産被害の防止を図るため、市町村や専門家等と連携し、防護対策と捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成や捕獲獣の利活用対策などを総合的に推進します。

また、カワウについて、防護対策と捕獲対策を中心に、漁業関係者等が行う活動を支援するとともに、広域的な取組についての体制整備を進めます。

○鳥獣保護思想等の普及啓発（環境文化部）

愛鳥週間行事を中心に保護意識を醸成するとともに、鳥獣の生態、安易な餌付けによる影響及び鳥獣による農林水産業等への被害実態などの情報提供等を通じて、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けて普及啓発に努めます。

○鳥獣生息状況調査（環境文化部、農林水産部）

野生鳥獣の保護対策、効果的な被害防止対策の基礎資料とするため、生息数調査等を実施します。

○鳥獣保護区等の指定・管理（環境文化部）

鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域について、その趣旨に添って、関係者の十分な理解を得た上で指定を行うとともに、鳥獣の生息状況などを踏まえながら、定期的な巡視など、適切な保護管理に努めます。

○傷病鳥獣の救護等（環境文化部）

鳥獣保護管理員による巡視や鳥獣保護センターの運営を通じて、野生鳥獣の生息環境の保全に努めるとともに、傷病鳥獣の救護の取組を推進します。

○狩猟者の確保等（農林水産部）

狩猟者は、鳥獣の個体数管理など有害鳥獣捕獲の担い手という役割も果たしていることから、猟友会等と連携し、狩猟免許、狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図ります。

また、適正な狩猟に向けた指導を行います。

○感染症等への対策（環境文化部）

野生鳥獣における人獣共通感染症及び家畜との共通感染症について、関係部局と連携して対策を実施します。

数値の目標

項目	現況（令和元 （2019）年度末）	目標（令和 6 （2024）年度末）
広域連携で鳥獣被害対策に取り組む地域数（累計）	3 地域	5 地域

③ 移入種等の対策

現状と課題

- アライグマ、オオクチバス等、人為的に移入された種が、在来種の脅威となっています。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物については、飼育等を規制するとともに、野外への放出等を禁止しています。
- 県では、国等と連携を図りながら、特定外来生物を含めた移入種による被害防止の対策に取り組んでいます。
- 在来種に大きな影響を与えたり、農作物被害をもたらす移入種については、防除などの対策を進めていく必要があります。

県内で生息・生育が確認された特定外来生物

哺乳類	アライグマ、ヌートリア
鳥類	ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
魚類	オオクチバス、ブルーギル、カダヤシ
クモ・サソリ類	セアカゴケグモ
甲殻類	確認例なし
昆虫類	確認例なし
軟体動物等	確認例なし
植物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ、ボタンウキクサ、アゾラ・クリスタータ

推進の目標

- 移入種の取扱い等について、理解と協力を得るための広報・啓発活動に努めます。
- 国及び市町村等と連携し、それぞれの地域で在来種の脅威となっている移入種について、分布情報の収集に努めるとともに、移入種に対する防除対策を推進し、生態系や農林水産業への影響の防止に努めます。
- 移入種の侵入、持ち込みを未然に防止する予防措置や移入種対策に必要な知見・技術の蓄積に向けた調査研究について、関係団体等と連携を図りながら推進します。

施策の推進方向

- ① ホームページや各種普及啓発資料の作成、外来生物対策PR隊による出前講座の開催を通じた啓発をはじめ、学校、地域などあらゆる機会、活動を通じての教育、広報活動を推進します。

③ 外来生物の対策

現状と課題

- オオクチバス、オオキンケイギク等、人為的に移入された種が、在来種の脅威となっています。
- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物については、飼育等を規制するとともに、野外への放出等を禁止しています。
- 県では、国等と連携を図りながら、外来生物による被害防止の対策に取り組んでいます。
- 在来種に大きな影響を与えたり、農作物被害をもたらす外来生物については、防除などの対策を進めていく必要があります。

県内で生息・生育が確認された特定外来生物

哺乳類	アライグマ、ヌートリア
鳥類	ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
魚類	オオクチバス、ブルーギル、カダヤシ
クモ・サソリ類	セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ
甲殻類	確認例なし
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、ヒアリ、アカカミアリ
軟体動物等	確認例なし
植物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ、ボタンウキクサ、アゾラ・クリスタータ、 <u>ナガエモウセンゴケ</u>

(ヒアリ、オオキンケイギク (写真))

具体的な取組※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- 特定外来生物防除対策の推進（環境文化部）
特定外来生物について、国及び市町村との連携を密にし、その取扱いに関する普及啓発を推進するとともに、分布情報の収集に努め、その効果的な防除方法

- ② 自然保護推進員等と連携し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。
- ③ 国内の他地域から持ち込まれる移入種については、希少野生動植物の保護、農林水産物被害防止の観点から、防除対策及び飼育動物の適正管理を進めます。
- ④ 特定外来生物について、国との連携を密にし、その取扱いに関する普及啓発を推進するとともに、その効果的な防除方法についての調査を行います。
- ⑤ アライグマ、ヌートリア、オオクチバス、ブルーギル等について、防除方法等を取りまとめ、市町村が行う防除活動を支援します。
- ⑥ 外来緑化植物について、基本的考え方を整理し、適切な管理に努めます。
- ⑦ 特に外来生物対策が必要とされる地域について、多様な主体との協働により、被害の状況に応じて、完全排除又は影響の低減を図る取組を推進します。

数値の目標

項目	現況 (平成 21 年度末)	目標 (平成 32 年度末)
外来生物対策 P R 隊による出前講座開催数 (年間)	0 回	10 回
重点的に外来生物の防除に取り組む地域の数	0 地域	3 地域

についての情報提供を行います。

また、対策が必要とされる地域について、様々な主体との連携により、排除又は影響の低減を図る取組を促進します。

○動物の愛護と管理 (保健福祉部)

遺棄又は逃走した飼養動物が野生化し、在来種の捕食や新たな感染症の移入等により、自然生態系に悪影響を及ぼすことのないよう、飼養動物の愛護と管理について、普及啓発を進めます。

○外来生物の取扱等についての広報・啓発活動 (環境文化部)

ホームページや各種普及啓発資料の作成、外来生物対策 P R 隊による出前講座の開催を通じた啓発をはじめ、学校、地域などあらゆる機会、広報活動を推進し、特に「入れない・捨てない・拡げない」といった「外来生物被害予防三原則」を県民一人ひとりが実践するよう啓発を促進します。

また、自然保護推進員などと連携し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。

数値の目標

項目	現況 (令和元 (2019) 年度末)	目標 (令和 6 (2024) 年度末)
外来生物対策 P R 隊による出前講座開催数 (年間)	7 回	10 回

④ 生息・生育環境の保全

現状と課題

- 多くの野生生物が生存する豊かな生息・生育環境の中で自然とふれあうことは、人間の精神的なやすらぎや満足感につながります。
- 中国山地から吉備高原、瀬戸内海まで、多様でつながりのある生態系は、多くの野生生物が生息、生育する上で欠かせないものです。
- 里地里山に特有な生息・生育環境を維持していくには、人間が適度に利用する二次林、草地、農地、ため池等様々な自然環境が保たれることが重要です。
- 野生生物を保護していくためには、個々の種に注目するだけでなく、野生生物のつながりに配慮した生息・生育環境を保全していく必要があります。

推進の目標

- 野生生物のつながりに配慮し、多くの野生生物が移動、生息・生育する環境の保全に努めます。
- 本県特有の生息・生育環境における人間と多くの野生生物の関係を再構築していきます。
- 希少野生動植物を保護していくため、重要な地域を指定して重点的に対策を講じていきます。
- 身近な生活空間における野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。

施策の推進方向

- ① 河川や水路、水田等のつながりを確保し、多くの野生生物が移動できる生息・生育環境の保全に努めるとともに、ドジョウなど多くの野生生物が生息できる身近な水辺環境の保全に努めます。
- ② 森林、草地、農地、ため池等里地里山を取り巻く豊かな自然環境を保全し、多くの野生生物が移動できる生息・生育環境の保全に努めます。
- ③ 希少野生動植物について、希少野生動植物保護条例に基づき、生息地等保護区を指定し、生息・生育環境の一体的保護を図ります。
- ④ 野生生物を保護し、回復を図るため、その生態特性に応じた十分な規模の生息・生育環境の保全に向けた取組について検討します。
- ⑤ 地域住民や地元自治体、NPO、企業等と連携し、里地里山等における人間と身近な野生生物の関係の再構築に努めます。
- ⑥ 公共施設等の整備における地域植生に配慮した緑化等の計画的な推進を図り、多くの野生生物が移動できる生息・生育場所の確保に努めます。

数値の目標

項目	現況 (平成 21 年度末)	目標 (平成 32 年度末)

④ 生息・生育環境の保全

現状と課題

- 多くの野生生物が生存する豊かな生息・生育環境の中で自然とふれあうことは、やすらぎや満足感につながり、暮らしを豊かにします。
- 中国山地から吉備高原、瀬戸内海までつながる多様な生態系は、多くの野生生物が生息、生育する上で欠かせないものです。
- 里地里山に特有な生息・生育環境を維持していくには、人間が適度に利用することにより、二次林、草地、農地、ため池等の様々な自然環境が保たれることが重要です。
- 野生生物を保護していくためには、個々の種に注目するだけでなく、河川や水路、水田等のつながりに配慮した生息・生育環境を保全していく必要があります。

具体的な取組※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- 多自然川づくり（土木部）
河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している野生生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出する川づくりに努めます。
- 環境に配慮した水辺づくり（環境文化部、農林水産部、土木部）
水辺の動植物、景観などの自然環境や親水性に配慮した河川、農業用排水路の整備に努めます。
- 保護推進区の指定（環境文化部）
「岡山県希少野生動植物保護条例」に基づき、特に保護を図る必要がある指定希少野生動植物の生息・生育地を保護推進区として指定し、生息・生育区域の一体的保護を図ります。

指定希少野生動植物の生息地等保護
区の指定数

0 地域

3 地域

3 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

県土の約7割を占める森林の水源かん養機能により三大河川に代表される豊かな水が育まれ、この恵みにより農地は潤され、中山間地域には棚田、南部には田園の風景が広がっています。さらには、瀬戸内海沿岸は河川から土砂や栄養の供給を受けて藻場や干潟が形成されるなど、私たちは水とみどりに恵まれた環境の中で、自然の恵みを継続的に利用しつつ、野生生物と共存しながら長い年月をかけて地域固有の豊かな自然を維持してきました。

しかし、産業構造の変化や過疎化、高齢化などによる農林業の生産活動の低下は、森林や農地の荒廃を招き、里地里山の自然環境を悪化させています。また、瀬戸内海でも上流の都市化に伴う河川改修や海岸部の開発などの影響により自然の海岸が減少し、野生生物の生息・生育の場が減少しています。

このため、県では荒廃した森林を整備し、多様で健全・安全な森づくりを進めるとともに、自然環境に配慮した河川の改修や瀬戸内海の環境の保全を進めています。

また、人口の集中した都市部でも、さらに多くの野生生物が生息・生育できるよう、豊かで身近なみどりを創出することが必要です。

3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出

県土の約7割を占める森林の水源かん養機能により三大河川に代表される豊かな水が育まれ、この恵みにより農地は潤され、中山間地域には棚田、南部には田園の風景が広がっています。さらには、瀬戸内海沿岸は河川から土砂や栄養の供給を受けて藻場や干潟が形成されるなど、私たちは水とみどりに恵まれた環境の中で、自然の恵みを継続的に利用しつつ、野生生物と共存しながら長い年月をかけて地域固有の豊かな自然を維持してきました。

しかし、産業構造の変化や過疎化、高齢化などによる農林業の生産活動の低下は、森林や農地の荒廃を招き、自然環境への影響が生じています。また、瀬戸内海でも上流の都市化に伴う河川改修や海岸部の開発などの影響により、海岸などの自然環境が失われ、野生生物の生息・生育の場が減少しています。

このため、県では、健全で多様な森づくりを進めるとともに、自然環境に配慮した河川の改修や瀬戸内海の環境の保全を進めています。

また、人口の集中した都市部でも、多くの野生生物が生息・生育できるよう、豊かで身近なみどりを創出することが必要です。

① 多様で健全・安全な森づくり

現状と課題

- 多くの野生生物の生息・生育場所になっている森林は、二酸化炭素(CO₂)の吸収による地球温暖化の防止や生物多様性を確保する上で大きな役割が期待されます。
- 本県の森林は県土の約7割を占め、中国山地から瀬戸内海沿岸にかけての変化に富んだ地形と気候によって多様な森林が広がり、多くの野生生物が生息しています。
- 県北部を中心に森林の約4割を占めるスギ・ヒノキの人工林は、採算性の低下などにより間伐等の手入れが遅れており、降雨等による山地災害発生の危険性や野生生物の生息・生育環境への影響、種の減少が危惧されています。
- 人間の関わりにより独特の景観を形成してきた里山は、過疎化や高齢化などの理由により荒廃しており、里山保全のための新たな仕組みづくりが求められます。
- 水源かん養、土砂災害防止、生物多様性保全など森林の持つ多面的機能を発揮させるためには、地域木材資源の積極的な利用により林業の生産活動を活性化させ、多様で健全な森づくりを進めることが必要です。

(岡山県の森林面積 482 千 ha (岡山県の森林資源 (平成 21 年 3 月 31 日現在)))
(岡山県民有林人工林面積 174 千 ha (岡山県の森林資源 (平成 21 年 3 月 31 日現在)))

推進の目標

- 健全な人工林の育成や災害に強い森づくりを推進し、生物多様性の保全を図ります。
- 地域住民、民間団体、企業など多様な主体との協働による里山保全を推進します。
- 地域の木材資源の利用を促進するための活動に取り組みます。

施策の推進方向

- ① 人工林の計画的な間伐を促進するとともに、広葉樹林や針広混交林等多様な林相へ誘導し、健全で災害に強い安全な森づくりを推進します。
- ② 地域住民やNPOなどの民間団体、企業、ボランティアなどによる里山保全の新たな仕組みづくりを支援し、里山の保全を推進します。
- ③ 木材製品の利用のほか、製材端材や林地残材などを利用した木質バイオマスの活用を自然観察会や学習会等様々な機会を通じて県民にPRし、地域木材資源の利用を促進します。

数値の目標

① 森林の整備による快適な環境保全

現状と課題

- 森林は、二酸化炭素(CO₂)の吸収による地球温暖化の防止や生物多様性を確保する上で大きな役割を果たしています。
- 本県の森林は県土の約7割を占め、中国山地から瀬戸内海沿岸にかけての変化に富んだ地形と気候によって多様な森林が広がり、多くの野生生物が生息しています。
- 県北部を中心に森林の約4割を占めるスギ・ヒノキの人工林は、採算性の低下などにより間伐等の手入れが遅れており、降雨等による山地災害発生の危険性や野生生物の生息・生育環境への影響、種の減少が危惧されています。
- 人間の関わりにより独特の景観を形成してきた里山は、過疎化や高齢化などの理由により荒廃しており、里山の保全が求められます。
- 水源かん養、土砂災害防止、生物多様性保全など森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるためには、林業の生産活動を活性化させるとともに、切捨間伐等の森林整備を推進する必要があります。
- シカによる植栽木の食害や松くい虫被害などの林業への被害に対して、継続的な防除の必要があります。

(岡山県の森林面積：21 おかやま森林・林業ビジョン (改訂版))
(藻場面積の推移：21 おかやま農林水産プラン)

具体的な取組

※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

○ 快適な森林環境の創出 (農林水産部)

木材の利用期を迎えている人工林において、主伐や利用間伐による木材生産と併せて、伐採跡地に少花粉苗木による再生林を推進して若齢林を造成し、人工林資源の回復を図ります。自然条件に照らして林業経営に適さない人工林においては、森林の持つ公益的機能を発揮させるため、針広混交林等への誘導を推進し、また、間伐の遅れた人工林の解消を図ります。

○ 県民参加による森づくりの推進 (農林水産部)

県民参加の森づくり活動の拠点となる「おかやま森づくりサポートセンター」の運営の支援を通じて、森林ボランティア団体等の森林保全活動を促進します。

項目	現況 (平成 21 年度末)	目標 (平成 32 年度末)
間伐実施面積 (年間) (※)	7.2 千 ha	4.6 千 ha
森づくり活動への参加企業数	14 社	30 社
里山等森林保全活動団体数	45 団体	70 団体

(※) 間伐対象は、16 年生～45 年生のスギ・ヒノキ人工林で、近年の植林面積の減少により、次第に減少していくと予測される。

(平成 21 年度) 101.2 千 ha → (平成 32 年度) 46.5 千 ha

また、活動可能な森林の情報や支援内容など、森づくり活動に取り組む企業等が求める情報を広く発信するとともに、活動対象森林を拡充するなど受入体制の整備を推進します。

○森林病虫獣害の防除 (農林水産部)

シカによる林業被害を防止するため、緩衝帯整備や防護柵の設置、集落において野生鳥獣の被害防止活動の中核を担う人材の育成や他県との広域連携などの総合的な対策を強化します。

マツ枯れやナラ枯れ被害の拡大を防止するため、薬剤散布や樹幹注入などの予防対策及び被害木の薬剤処理などの駆除対策を実施し、森林の持つ公益的機能の維持や回復を図ります。

数値の目標

項目	現況 (令和元 (2019) 年度末)	目標 (令和 6 (2024) 年度末)
森づくり活動への参加企業数 (累計)	26 社	28 社

② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全

現状と課題

- 三大河川の流域面積は県土の約8割を占めており、その豊かな水を利用してみどり豊かな農地が広がるとともに、多様な生態系が形成されています。
- 多様な生態系は、洪水や耕作によるかく乱で生息・生育環境が維持・拡大されており、それに適応した野生生物の生息・生育の場となっています。
- 湖沼や低地の湿地や草原も多くの野生生物の生息・生育の場であり、これら水のネットワークを生物多様性の基盤として保全することが重要です。
- 河川環境の人工化により河畔林や川床の自然環境が失われています。河川の自然環境の再生を図り、安らぎと潤いの公共の場として整備することが必要です。
- 海岸地域は自然と親しめる身近な空間として利用されており、野生生物の生息・生育環境にも配慮した海岸の保全や清掃が必要です。
- 瀬戸内海は、豊かな水産資源に恵まれ、里海として生物多様性を維持しながら持続的に利用してきましたが、干拓や工業地帯の用地造成などにより、豊かな水産資源を育む藻場や干潟の多くが消失し、その保全が必要です。

推進の目標

- 自然環境に配慮した水辺環境と親水施設がある河川の整備を推進します。
- 河川と湖沼、湿地、農地等の水のつながりを保全し、多様な生態系の維持に努めます。
- 瀬戸内海の優れた里海を保全するとともに、多様な主体との協働による自然海浜等の保全活動を推進します。

施策の推進方向

- ① 利水や防災目的を確保した上で、水辺の生態系や親水性に配慮した河川の整備を推進します。
- ② 河川、湖沼、湿地、農地等の水のつながりを確保し、多くの野生生物を育む水のネットワークの形成による生物多様性の保全に努めます。
- ③ 里海を構成する藻場や干潟を保全し、野生生物の生息・生育環境の保全に努めます。
- ④ 河川や児島湖、瀬戸内海等で行われているアダプト活動を推進するため、参加者や都市住民等への自然環境保全に関する啓発や地域住民と参加団体等とのネットワークの構築を支援します。

② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全

現状と課題

- 三大河川の流域面積は県土の約8割を占めており、その豊かな水を利用してみどり豊かな農地が広がるとともに、多様な生態系が形成され、多様で身近な自然とふれあいながら、潤い豊かな生活環境がつけられています。
- 湖沼や低地の湿地や草原も多くの野生生物の生息・生育の場であり、これら水のつながりを生物多様性の基盤として保全することが重要です。
- 河川環境の人工化により河畔林や川床の自然環境が失われています。治水・利水に加えて、生態系や景観、親水性など河川環境に配慮した川づくりが必要です。
- 海岸地域は自然と親しめる身近な空間として利用されており、野生生物の生息・生育環境にも配慮した海岸の保全や清掃が必要です。
- 瀬戸内海は、豊かな水産資源に恵まれ、生物多様性を維持しながら持続的に利用されてきました。こうした豊かな水産資源を育む藻場や干潟の保全が必要です。

具体的な取組

※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- 多自然川づくり（土木部）[再掲]
河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している野生生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出する川づくりに努めます。
- 環境に配慮した水辺づくり（環境文化部、農林水産部、土木部）[再掲]
水辺の動植物、景観などの自然環境や親水性に配慮した河川、農業用排水路の整備に努めます。
- 自然と調和した溪流の整備（土木部）
砂防事業を実施する上での自然環境・景観の保全と創造及び溪流の利用に関する基本方針である「岡山県砂防溪流環境整備計画」に基づき、必要に応じて地域の特性に調和した溪流整備を行います。

数値の目標

項目	現況 (平成 21 年度末)	目標 (平成 32 年度末)
海のゆりかご(藻場)の面積	963ha	1,030ha
河川・海岸・道路等における アダプト活動への参加人数(年間)	38,096人	42,000人

○海岸環境の整備と保全(農林水産部、土木部)

海岸保全施設の整備に当たっては、「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、沿岸の砂浜、干潟、藻場、浅場などの自然環境の保全に配慮します。

○自然海岸の保全(環境文化部)

人と海が直接ふれあうことができる身近な海水浴場及び自然海岸を保全するため、水質調査や清掃活動等を実施します。

○水産動植物の生育環境の保全(農林水産部)[再掲]

豊かな瀬戸内海の恵みが今後も享受できるよう、アマモ場などの保全や再生の取組を支援します。

③ 身近なみどりの創出

現状と課題

- 人が集中する都市部は、森林や農地の開発により自然とふれあう場が少なくなっていますが、身近なみどりは人の生活に潤いと安らぎを与えてくれるほか、野生生物の生息・生育の場となっています。
- 道路、河川、公園、学校等の公共施設の整備に当たっては、野生生物の生息・生育環境にも配慮した計画的な緑化が求められます。
- 急激な少子高齢化に伴う人口減少社会の中で、大切なみどりである都市近郊の森林や農地についても、適切な維持管理が困難となっており、地域で取り組む保全活動が必要です。
- 多くの野生生物が生息・生育できる環境を維持するためには、公園や近郊のみどりを街路樹や河川などで結ぶみどりのネットワークづくりが必要です。
- 工場、商業施設、住宅団地等大規模な民間施設においても、地域の野生生物の生息・生育環境に適したみどりの創出が求められます。また、ビルの屋上緑化や壁面緑化の技術や手法も向上しており、室温の低下など地球温暖化防止の効果も期待されます。

推進の目標

- 野生生物の生息・生育環境に適した公園など公共施設のみどりを創出します。
- 公共施設のみどりと街路樹等によるつながりあるみどりの創出を推進します。
- 工場、商業施設、住宅団地等民間施設のみどりの創出を推進します。

施策の推進方向

- ① 身近なみどりとして親しまれ、自然環境に配慮された公園、学校など公共施設の計画的な緑地空間の整備と都市近郊の里地里山の保全を推進します。
- ② 都市と近郊のみどりが街路樹や河川の自然環境により結ばれたみどりのネットワークの形成を促進し、多くの野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。
- ③ 公共施設、工場、商業施設、住宅団地等の緑地空間の整備に当たっては、在来種の植栽など地域の生態系に配慮した野生生物の生息・生育環境を創出するとともにビルや住宅などでは屋上緑化や壁面緑化、みどりのカーテンづくりなどを推進します。
- ④ 春と秋のみどりの月間中に行われる自然環境の保全活動を通じて、県民参加のみどりづくりを推進します。

数値の目標

③ 身近なみどりの創出

現状と課題

- 人が集中する都市部は、森林や農地の開発により自然とふれあう場が少なくなっていますが、身近なみどりは人の生活に潤いと安らぎを与えてくれるほか、野生生物の生息・生育の場となっています。
- 道路、公園等の公共施設の整備に当たっては、自然環境に配慮した計画的な緑化が求められます。
- 本格的な人口減少・長寿社会の中で、身近なみどりの適切な維持管理が困難となっており、地域で取り組む保全活動が必要です。
- 工場、商業施設、住宅団地等の緑地空間の整備に当たっては、地域の野生生物の生息・生育環境に適したみどりの創出が求められます。また、ビルの屋上緑化や壁面緑化の技術や手法も向上しており、こうした取組は、ヒートアイランド対策や建物の省エネルギー対策としての効果も期待されます。

具体的な取組※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- **緑地空間の整備（環境文化部、土木部）**
身近なみどりとして親しまれ、自然環境に配慮された道路、公園など公共施設の計画的な緑地空間の整備と都市近郊の里地里山の保全を推進します。
都市と近郊のみどりが街路樹や河川などにより結ばれたみどりのネットワークの形成を促進し、多くの野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。
工場、商業施設、住宅団地等の緑地空間の整備に当たっては、在来種の植栽など地域の生態系に配慮した野生生物の生息・生育環境を創出するとともにビルや住宅などでは屋上緑化や壁面緑化、みどりのカーテンづくりなどを推進します。
- **緑の基本計画の推進（土木部）**
都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための計画である緑の基本計画（市町村計画）の策定を支援します。

項目	現況 (平成 20 年度末)	目標 (平成 32 年度末)
都市公園の面積 (1 人当たり) (※)	14.1 m ²	15.0 m ²

(※) 目標は新潟県環境基本計画 (エコビジョン 2020) の指標より

○全国植樹祭の開催を通じた緑化意識の醸成 (環境文化部)

豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために行う国土緑化運動の中心的行事「全国植樹祭」を、令和 6 (2024) 年に本県で開催します。この大会を通じて、県民の緑化意識の醸成を図り、多様で豊かな森林を守り育てる取組を進めます。

○みどりの大会の開催 (環境文化部)

みどりの大切さや将来にわたって守り育てていく心を学び育む契機とし、緑化運動の高揚を図るため、みどりの少年隊や緑化関係者をはじめ広く県民が参加するみどりの大会を開催し、野外体験活動等を通じた交流を推進します。

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

生物多様性を育む豊かな自然を将来に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが、世代や生活している地域を越え、人間の生命と暮らしを支える生物多様性の重要性を認識し、日頃から自然環境に配慮した行動を行う必要があります。

また、私たちが守り伝えてきた里地里山は農林業者や集落など地域コミュニティによって形成、維持されてきたもので、その保全活用には、それぞれの地域住民のみならず、幅広い主体の協働による継続的な取組が重要です。

里地里山の保全と活用を含め、豊かな自然環境の保護、多くの野生生物の保護、水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出といった自然保護の活動を効果的に推進していくためには、行政機関はもとより、地域住民、NPO、学識経験者などが、県内の自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、共有するとともに、自然保護活動に必要な最新の情報を広く県民に提供する必要があります。

このため、県では、「自然とのふれあいの場づくり」や「自然環境学習の指導者づくり」など、県民が気軽に自然環境への理解を深めることができるよう、環境学習の基盤整備に努めます。

さらに、自然との共生の実現に向け、私たち県民一人ひとりが、自然保護についての共通認識を持ち、互いに連携、協力しながら、それぞれの地域の特性に応じた取組を積極的に進めていく努力が求められます。

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

人と自然が調和した環境を将来に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが、世代や生活している地域を越え、人間の生命と暮らしを支える生物多様性の重要性を認識し、日頃から自然環境に配慮した行動を行う必要があります。

また、私たちが守り伝えてきた里地里山は農林業者や集落など地域コミュニティによって形成、維持されてきたもので、その保全活用には、それぞれの地域住民のみならず、幅広い主体の協働による継続的な取組が重要です。

里地里山の保全と活用を含め、豊かな自然環境の保護、多くの野生生物の保護、水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出といった自然保護の活動を効果的に推進していくためには、行政機関はもとより、県民、ボランティア・NPO、学識経験者などが、県内の自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、共有するとともに、自然保護活動に必要な最新の情報を広く県民に提供する必要があります。

このため、県では、「自然とのふれあいの場の確保」や「自然環境学習の指導者づくり」など、県民が気軽に自然環境への理解を深めることができるよう、自然環境学習等の推進に努めます。

さらに、自然との共生の実現に向け、私たち県民一人ひとりが、自然保護についての共通認識を持ち、互いに連携、協力しながら、それぞれの地域の特性に応じた取組を積極的に進めていく努力が求められます。

主な自然環境学習拠点（写真）

岡山県自然保護センター（和気町）

倉敷市立自然史博物館（倉敷市）

岡山県立森林公園（鏡野町）

毛無山のブナ林（新庄村）

① 指導者・ボランティアの育成

現状と課題

- 自然保護への関心が高まるなか、自然環境の現状に関する情報や正しい知識を世代や地域を超えて伝えていく必要があります。
- 将来を担う子どもたちが、自然への関心や興味を持つことは、豊かな自然を将来に引き継いでいくための第一歩です。
- 自然保護の重要性や正しい知識の普及啓発及び自然に関する情報提供については、専門的知識を持つ指導者やボランティアと連携して行う必要があります。
- 自然保護活動が幅広くかつ持続的に行われるためには、優れた活動を認定し、県民が積極的に参加できる機会をつくることが重要です。

推進の目標

- 専門的知識を持つ指導者やボランティアを育成し、自然保護の推進を図ります。
- みどりの少年隊の活動を支援し、正しい自然観を養う機会づくりに努めます。
- 優れた活動を認定する制度を導入し、県民の自然保護活動への参加意欲を高めます。

施策の推進方向

- ① 身近な自然とのふれあいを促進し、自然保護に関する意識の向上を図るため、自然保護推進員をはじめとした指導者の育成やボランティアの活動を推進します。
- ② ボランティア等の活動の場を積極的に提供し、自然保護に関する専門的知識や正しい自然観の普及啓発を図ります。
- ③ 地域において緑化活動に取り組んでいるみどりの少年隊の活動への支援を継続して実施するとともに、交流集会を開催するなど活動の充実を図ります。
- ④ 模範となる自然保護活動を行う団体や個人の表彰制度を設け、県民の自然保護活動への参加や意識啓発を促進します。

数値の目標

項目	現況 (平成 21 年度末)	目標 (平成 32 年度末)
自然保護推進員数	88 人	100 人
みどりの少年隊員数	1,228 人	1,400 人

① 指導者・ボランティアの育成

現状と課題

- 自然保護への関心が高まる中、自然環境の現状に関する情報や正しい知識を世代や地域を超えて伝えていく必要があります。
- 将来を担う子どもたちが、自然への関心や興味を持つことは、豊かな自然を将来に引き継いでいくための第一歩です。
- 自然保護の重要性や正しい知識の普及啓発及び自然に関する情報提供については、専門的知識を持つ指導者やボランティアと連携して行う必要があります。
- 自然保護活動が幅広くかつ持続的に行われるためには、優れた活動の情報を県民が共有し、積極的に参加できる機会をつくることが重要です。

具体的な取組 ※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- 環境学習指導者の育成・活用（環境文化部）
地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO等環境団体、事業者、大学などとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。
- ボランティアの活動の推進（環境文化部）
身近な自然とのふれあいを促進し、自然保護に関する意識の向上を図るため、自然保護推進員や、自然保護センターで活動するボランティアの活動を推進します。
- みどりの少年隊活動支援（環境文化部）
地域において緑化活動に取り組んでいるみどりの少年隊の活動への支援を継続して実施するとともに、交流集会を開催するなど活動の充実を図ります。

みどりの少年隊の活動（写真）

数値の目標

項目	現況（令和元 （2019）年度末）	目標（令和6 （2024）年度末）
みどりの少年隊員数	1,218 人	1,400 人

② 自然環境学習等の推進

現状と課題

- 県民一人ひとりが、自然保護の大切さを理解し、自然環境に配慮した行動を実践していくには、自然環境教育の推進が重要です。
- 県では、平成21年2月に岡山県環境学習の進め方を策定し、環境学習の充実を推進目標に掲げ、様々な環境学習に取り組んでいます。
- 学校教育においては、地域の実態に合った課題を取り上げ、具体的な活動を通して学習するといった工夫が必要です。
- 多くの県民が身近な自然について学べる機会を、自然環境学習施設において、継続的に提供していくことが重要です。
- 自然とふれあう機会が少なくなっている子どもたちにとっては、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会を増やすことが大切です。

推進の目標

- 学校教育において、身近な自然環境に興味や関心を持つ機会を確保していきます。
- 県民のニーズを踏まえ、地域の特性や年齢に応じた多様な体験型の自然環境学習の場の充実を図ります。
- 地域の中で地域の協力を得て、里地里山等の地域固有の自然に遊び、親しむことのできる機会、場づくりを推進していきます。

施策の推進方向

- ① 将来を担う子どもたちが自然保護に関する興味と正しい理解を持てるよう学校教育や社会教育との連携を図り、学習機会と学習内容の充実に努めます。
- ② 都市住民に対し、自然との関わり方を学ぶ機会の提供と、自然環境の適正な利用に関する普及啓発に努めます。
- ③ 優れた里山環境を有する自然保護センター等を活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。
- ④ 学校内でのピオトープづくり、身近な生物とのふれあいなど、学校ごとに地域の実情に合った特色ある取組を推進します。
- ⑤ 池干しや炭焼きなど、自然を生かした地域伝統文化を体験できる機会を創出します。
- ⑥ 子どもたちが放課後に、地域の中で地域の協力を得て、地域固有の自然に遊び、親しむことを通じて自然を学ぶ自然体験学習を推進するとともに、こどもエコクラブでの活動をはじめとした子どもたちが自主的に行う自然環境学習への支援を進めます。
- ⑦ 環境学習出前講座やエコツアー等、体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習を推進し、主体的に行動できる人材の育成に努めます。

② 自然環境学習等の推進

現状と課題

- 県民一人ひとりが、自然保護の大切さを理解し、自然環境に配慮した行動を実践していくには、自然環境学習の推進が重要です。
- 自然環境学習は、地域の実態に合った課題を取り上げ、具体的な活動を通して学習するといった工夫が必要です。
- 多くの県民が身近な自然について学べる機会を、自然環境学習施設において、継続的に提供していくことが重要です。
- 自然とふれあう機会が少なくなっている子どもたちにとっては、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会を増やすことが大切です。

自然体験学習（岡山県自然保護センター）（写真）

具体的な取組※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- 自然環境学習等の推進（環境文化部）
子どもたちが地域の自然の中で遊びながら自然を学ぶ体験活動を推進するとともに、みどりの少年隊やこどもエコクラブ等の子どもたちが自主的に行う自然環境学習を支援します。
また、環境学習出前講座やエコツアーなど体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習を推進し、主体的な取組ができる人材の育成に努めます。
- 自然保護センターの活用（環境文化部）
優れた里山環境を有する自然保護センターを活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。

数値の目標

項目	現況 (平成 21 年度末)	目標 (平成 32 年度末)
自然保護センターの利用者数 (年間)	33,346 人	40,000 人
こどもエコクラブ会員数	2,557 人	3,000 人

数値の目標

項目	現況 (令和元 (2019) 年度末)	目標 (令和 6 (2024) 年度末)
身近な自然体験プログラムの参加者数	28,636 人 ※	30,000 人
自然保護センターの利用者数	32,438 人	40,000 人

※ 平成 28 (2016) ~ 令和元 (2019) 年度の平均の値

③ 自然とのふれあいの場の確保

現状と課題

- 自然と直接ふれあい、心の安らぎや感動を得ることは、自然に対する理解と関心を深め、環境を大切にすることを育む上でも重要な意義があります。
 - 自然とのふれあいに対する県民のニーズは年々高まっていますが、身近に自然とふれあえる場やその情報が不足していることなどから、実際の自然とのふれあい体験に結び付いていないという課題があります。
 - 自然とのふれあいの場としての自然公園や長距離自然歩道、自然保護センター等の利用促進を図る必要があります。
 - エコツーリズムには、地域住民が参加することで、自然の保全と文化の継承、観光振興、地域振興などが図られる効果があり、普及・定着のための取組が課題です。
- 自然とのふれあいに関する施策の推進は、それぞれの地域で育まれた自然環境や社会環境の特性に応じて行う必要があります、県や市町村、民間団体、地域住民などの参加と相互の連携が重要です。

推進の目標

- 里山などの身近に自然とふれあえる場や機会の増加と情報の収集・提供に努めます。
- 自然公園等の安全で快適な利用を促進するため、施設の整備や適正な維持管理に努めます。

施策の推進方向

- ① 行政や民間団体、地域住民等の参加と連携のもと、自然観察等の自然環境学習、植樹や育樹活動等の林業体験、炭焼きや地引網等の里山・里海体験などの様々な自然とふれあえる体験の場や機会を増やすとともに、情報の収集と提供に努めます。
- ② 長距離自然歩道や自然公園施設等の点検やこれらの施設に関するアンケート結果を基に、その質的向上を図り、安全で安心して利用できるような施設整備を行うことで、利用の促進を図ります。
- ③ エコツーリズムの普及を図るとともに、エコツーリズムの推進に関する市町村の取組を支援します。

数値の目標

③ 自然とのふれあいの場の確保

現状と課題

- 自然と直接ふれあい、心の安らぎや感動を得ることは、自然に対する理解と関心を深め、環境を大切にすることを育む上でも重要な意義があります。
 - 自然とのふれあいの推進に対する県民の満足度は、他の環境に関する取組と比べ、高い水準にありますが、引き続き、身近に自然とふれあえる場やその情報を提供していくことが重要です。
 - 自然とのふれあいの場としての自然公園や長距離自然歩道、自然保護センター等の利用促進を図る必要があります。
- 豊かな自然や優れた景観、文化財、伝統文化などは、優れた地域資源として着目されています。自然公園等の魅力向上により、地域資源としての積極的な活用を図る必要があります。

具体的な取組

※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- 自然公園等の利用促進（環境文化部）
自然公園、自然環境保全地域などの案内板、休憩所、トイレなどの施設の適正な維持管理に努め、安全で快適な利用を促進します。
また、豊かな自然や優れた景観そのものの魅力を観光資源として情報発信し、自然公園等の利用促進を図ります。
新型コロナウイルス感染症の影響下において、自然公園等の利用は、新たな生活様式にもマッチしており、国の国立公園満喫プロジェクトと連携しながら、その魅力を効果的にPRします。
自然公園を多くの観光客に利用してもらうことで、自然とのふれあいを通じた自然環境に対する意識の向上や地域経済の活性化を図ります。
- 中国自然歩道の利用促進（環境文化部）

項目	現況 (平成 21 年度末)	目標 (平成 32 年度末)
長距離自然歩道の利用者数 (年間)	169 万人	190 万人
自然公園の利用者数 (年間)	1,134 万人	1,450 万人

中国自然歩道県内ルートへの指導標、路傍休憩地、トイレなどの施設の適正な維持管理に努めるとともに、ルートマップの配布などによって、安全で快適な利用を促進します。

また、豊かな自然や優れた景観そのものの魅力を観光資源として情報発信し、自然歩道の利用促進を図ります。

○自然保護センターの活用 (環境文化部) [再掲]

優れた里山環境を有する自然保護センターを活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。

○おokayamaの豊かな自然へのふれあい促進 (環境文化部)

岡山県の自然公園、中国自然歩道等に関するホームページにより、本県の豊かで多様な自然の魅力を県内外に情報発信し、自然公園等の利用を促進します。

また、岡山県自然情報ポータルサイト「おokayama自然ずかん」により、自然に触れあえる県内の施設、森林公園等の情報を県内外に発信し、利用促進を図ります。

数値の目標

項目	現況 (令和元 (2019) 年度末)	目標 (令和 6 (2024) 年度末)
自然公園の利用者数	1,100 万人 ※	1,210 万人
長距離自然歩道の利用者数	143 万人 ※	160 万人

※ 平成 30 (2018) 年度末の値

④ 生物多様性を支える基盤づくり

現状と課題

- 自然環境に関する情報は、大学などの研究機関、博物館、動植物園、水族館、専門家などによる専門的な調査研究や、個人やNPOによる長年にわたる活動で収集した地域における野生生物についてのデータなど、多様な主体が様々な形で保有しており、これら資料や情報を有効に活用していくことが重要です。
- 自然環境に関する資料や情報を関係者ができるだけ共有し、自然保護とその利用の方向性を考えることが必要です。
- 自然保護は、固有の自然を対象とした地域における活動によって支えられるものであり、地域重視の視点に立ち、地域住民など多様な主体間の連携の仕組が必要です。

推進の目標

- 指導者の養成や、活動場所や多様な主体との交流が図れる場所の確保など、自然保護活動の受け皿づくりに努めます。
- 自然環境に関する調査研究を充実させ、情報の有効活用に努めます。
- 生命と暮らしを支える生物多様性について、県民意識の醸成を図り、豊かなおかやまの自然を引き継いでいきます。

施策の推進方向

- ① 大学や研究機関等と連携し、自然環境に関する調査研究の充実を図ります。
- ② 将来を担う子どもたちへの橋渡し役として、自然環境学習を支える人材の育成と確保に努めます。
- ③ 行政と地域が一体となって、自然環境の保全に関する情報収集及び活動の場の確保に努めます。
- ④ 豊かなおかやまの自然を将来に引き継いでいくため、必要な情報の提供、人材の育成、ふれあいの機会の創出等を有機的に結び付け、ネットワーク化を図ることで、多様な主体との連携のもと、生物多様性を支える基盤づくりを推進します。
- ⑤ 県及び自然保護センターのホームページの内容の充実により、自然保護に関する分かりやすい情報の発信に努めるとともに、県内の生きもの生息情報や生物多様性の保全に係る具体的な行動などを広く県民から募集する「いきもの晴れの国アクション事業」を実施し、生物多様性に係る県民意識の醸成を図ります。
- ⑥ 生物多様性おかやま戦略（仮称）を策定し、人類共通の課題である生物多様性の保全についての取組を地域から積極的に推進します。

数値の目標

項目	現況 (平成 21 年度末)	目標 (平成 32 年度末)
「いきもの晴れの国アクション事業」による県民からの報告数（累計）	0 件	10,000 件

④ 自然との共生を支える基盤づくり

現状と課題

- 自然環境学習拠点、専門家、環境学習指導者など様々な機関と連携した調査研究を進めるとともに、その研究成果や資料、収集データを有効に活用・発信していくことが重要です。
- 自然保護は、固有の自然を対象とした地域における活動によって支えられるものであり、地域重視の視点に立ち、地域住民など多様な主体間の連携が必要です。

具体的な取組※記載を大きく変更したため、下線を引いていない。

- 調査研究の活用・発信（環境文化部）
「岡山県版レッドデータブック」、「自然保護センター研究報告」等の発刊を通じ、調査研究、資料収集を進めるとともに、その成果の活用・発信を推進します。
- 希少野生動植物の情報収集、データベース化（環境文化部）〔再掲〕
希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策につなげるために、「岡山県野生生物目録」の情報整理、データベース化を図るとともに、「岡山県版レッドデータブック」の次期改訂に向けた情報収集、基礎調査を進めます。
- アダプト事業の推進（環境文化部、農林水産部、土木部）
住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸等の環境美化活動（アダプト事業）を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図ります。

大学等と連携して取り組む 自然環境調査・研究の数（累計）	0 件	5 件
自然環境課ホームページ アクセス数（年間）	643,143 件	1,000,000 件

VI 推進体制、計画の進行管理と見直し

推進体制

自然保護基本計画に掲げる諸施策を推進し、県内の自然保護を進めていくため、県と市町村が連携して事業を実施することはもとより、ボランティア、自然保護団体、NPQ、民間事業者等を含む全ての県民が主体となり自発的かつ積極的に取組を行う体制づくりを進めます。

また、自然との共生を総合的に推進し、生物多様性の保全や持続可能な利用などを進めるため、自然との共生プロジェクト推進会議との協働等により、希少野生動植物の保護、移入種対策、野生鳥獣の保護管理等に関する企画立案等を行い、自然保護を強力に推進します。

計画の進行管理

本計画に基づく各種施策の進捗状況等について岡山県自然環境保全審議会に報告し、指導助言を受けるとともに、自然の保護に係る国内外の動向を的確に把握し、積極的に施策に反映させるよう努めます。

見直し

気候変動に伴う生息・生育地域の変化をはじめ、自然環境の変化に適切に対応し、自然環境に関する調査研究の成果等を早期に反映することにより、施策の効果的な推進につなげるため、5年を目途に必要な見直しを行います。

IV 推進体制、計画の進行管理と見直し

推進体制

この計画に掲げる諸施策を推進し、県内の自然保護を進めていくため、県と市町村が連携して事業を実施することはもとより、ボランティア、自然保護団体、NPQ、民間事業者等を含むすべての県民が主体となり自発的かつ積極的に取組を行う体制づくりを進めます。

計画の進行管理と見直し

この計画に基づく各種施策の進捗状況等をホームページ等により広く公表します。

また、進捗状況等について、適宜、岡山県自然環境保全審議会に報告し、指導助言を受けるとともに、自然の保護に係る国内外の動向を的確に把握し、積極的に施策に反映させるよう努めます。

「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）（仮称）」に準拠し、長期的な視点で計画の目指す姿を実現しようとする年次である令和22（2040）年頃の間地点となる令和12（2030）年を目途に、自然環境を取り巻く情勢や社会の変化等について確認を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

併せて、新興感染症の流行・拡大など、社会情勢の大きな変化や環境保全に係る新たな課題の発生などの事象に対応する必要がある場合、適切かつ柔軟に計画の見直しを行うこととします。

数値目標一覧

基本方針	項目	現況 (平成21年度末)	目標 (平成32年度末)	ページ
豊かな自然環境の保護	自然環境保護推進地域数	0箇所	10箇所	11
	自然との共生モデル事業の認証件数(累計)	0件	10件	15
野生生物の保護	指定希少野生動植物の指定数	6種	10種	19
	指定希少野生動植物の保護に取り組む地域数	8地域	12地域	19
	指定希少野生動植物保護巡視員数	70人	100人	19
	狩猟者登録件数	4,391件	4,400件	21
	広域連携で鳥獣被害対策に取り組む地域数	0地域	5地域	21
	外来生物対策PR隊による出前講座開催数(年間)	0回	10回	23
	重点的に外来生物の防除に取り組む地域の数	0地域	3地域	23
	指定希少野生動植物の生息地等保護区の指定数	0地域	3地域	25
水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出	間伐実施面積(年間)	7.2千ha	4.6千ha	29
	森づくり活動への参加企業数	14社	30社	29
	里山等森林保全活動団体数	45団体	70団体	29
	海のゆりかご(藻場)の面積	963ha	1,030ha	31
	河川・海岸・道路等におけるアダプト活動への参加人数(年間)	38,096人	42,000人	31
	都市公園の面積(1人当たり)(※)	14.1㎡	15.0㎡	33
人間が守り伝える自然の豊かさ	自然保護推進員数	88人	100人	37
	みどりの少年隊員数	1,228人	1,400人	37
	自然保護センターの利用者数(年間)	33,346人	40,000人	39
	こどもエコクラブ会員数	2,557人	3,000人	39
	長距離自然歩道の利用者数(年間)	169万人	190万人	41
	自然公園の利用者数(年間)	1,134万人	1,450万人	41
	「いきもの晴れの国アクション事業」による県民からの報告数(累計)	0件	10,000件	43
	大学等と連携して取り組む自然環境調査・研究の数(累計)	0件	5件	43
	自然環境課ホームページアクセス数(年間)	643,143件	1,000,000件	43

(※)「都市公園の面積」の現況は、平成20年度末の数値。

数値目標一覧

基本方針	項目	現況(令和元(2019)年度末)	目標(令和6(2024)年度末)
1 豊かな自然環境の保護	採取等制限植物を指定する県立自然公園の数(累計)	0箇所	2箇所
	汚水処理人口普及率	87.3%	92.1%
	岡山エコ事業所の認定件数(累計)	256件	260件
2 野生生物の保護	指定希少野生動植物保護巡視員数	58人	70人
	広域連携で鳥獣被害対策に取り組む地域数(累計)	3地域	5地域
	外来生物対策PR隊による出前講座開催数(年間)	7回	10回
3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出	森づくり活動への参加企業数(累計)	26社	28社
4 人間が守り伝える自然の豊かさ	みどりの少年隊員数	1,218人	1,400人
	身近な自然体験プログラムの参加者数	28,636人 ※1	30,000人
	自然保護センターの利用者数	32,438人	40,000人
	自然公園の利用者数	1,100万人 ※2	1,210万人
	長距離自然歩道の利用者数	143万人 ※2	160万人

※1 平成28(2016)～令和元(2019)年度の平均の値

※2 平成30(2018)年度末の値

VII 資料編

●経緯略

●岡山県自然環境保全審議会委員名簿（25名）略

●自然との共生プロジェクト推進会議委員名簿（13名）略

●用語集略

VII 資料編

●用語集略

VII 資料編

岡山県自然保護条例による保護地域等（平成22年3月31日現在）

●県自然環境保全地域（3地域）

番号	地域名	所在地	面積 (ha)	うち特別 保全地区	指定年月日
1	塩滝地域	真庭市関、佐引	10.44	3.20	昭和48年11月29日
2	大平山権現山地域	高梁市有漢町有漢	55.60	-	"
3	鯉が窪地域	新見市哲西町矢田、 八鳥、大野部	35.29	35.29	平成14年6月28日
県自然環境保全地域合計			101.33	38.49	

●郷土自然保護地域（37地域）

番号	地域名	所在地	面積 (ha)	うち特別 保護地区	指定年月日
1	大滝山地域	備前市大内、伊部	119.87	9.70	昭和48年11月29日
2	和意谷地域	備前市吉永町和意谷	11.06	9.90	"
3	浅原地域	倉敷市浅原	5.22	-	"
4	熊山奥吉原地域	赤磐市奥吉原	6.07	6.07	"
5	檜山地域	苫田郡鏡野町高山、 山城	14.40	0.90	昭和49年12月18日
6	化気地域	加賀郡吉備中央町案 田、上田東	24.07	-	"
7	箭田地域	倉敷市真備町箭田	5.87	-	"
8	安仁神社地域	岡山市東区西大寺一 宮	6.06	-	"
9	両山寺地域	久米郡美咲町両山寺	20.35	1.99	"
10	松尾山地域	備前市吉永町南方	2.48	1.00	昭和50年5月20日
11	布都美地域	赤磐市石上	4.60	2.50	"
12	幻住寺地域	久米郡美咲町北	2.50	0.25	"
13	三樹山地域	岡山市北区建部町下 神目	13.14	1.50	昭和51年3月30日
14	天福寺地域	加賀郡吉備中央町豊 野	17.64	1.00	"
15	具足山地域	加賀郡吉備中央町北	2.53	0.50	昭和52年3月31日
16	恵龍山地域	美作市大聖寺	14.29	-	"
17	波多地域	久米郡久米南町羽出 木	2.57	0.50	"
18	祇園山地域	高梁市巨瀬町	24.00	1.90	昭和53年3月28日

V 資料編

●岡山県自然環境保全審議会委員名簿（24名）略

●用語集略※掲載のやり方を検討

V 資料編

●用語集略

V 資料編

岡山県自然保護条例による保護地域等（令和元（2019）年3月31日現在）

●県自然環境保全地域（3地域）

番号	地域名	所在地	面積 (ha)	うち特別 保全地区	指定年月日
1	塩滝地域	真庭市関、佐引	10.44	3.20	昭和48年11月29日
2	大平山権現山地域	高梁市有漢町有漢	55.60	-	"
3	鯉が窪地域	新見市哲西町矢田、 八鳥、大野部	35.29	35.29	平成14年6月28日
県自然環境保全地域合計			101.33	38.49	

●郷土自然保護地域（37地域）

番号	地域名	所在地	面積 (ha)	うち特別 保護地区	指定年月日
1	大滝山地域	備前市大内、伊部	119.87	9.70	昭和48年11月29日
2	和意谷地域	備前市吉永町和意谷	11.06	9.90	"
3	浅原地域	倉敷市浅原	5.22	-	"
4	熊山奥吉原地域	赤磐市奥吉原	6.07	6.07	"
5	檜山地域	苫田郡鏡野町高山、 山城	14.40	0.90	昭和49年12月18日
6	化気地域	加賀郡吉備中央町案 田、上田東	24.07	-	"
7	箭田地域	倉敷市真備町箭田	5.87	-	"
8	安仁神社地域	岡山市東区西大寺一 宮	6.06	-	"
9	両山寺地域	久米郡美咲町両山寺	20.35	1.99	"
10	松尾山地域	備前市吉永町南方	2.48	1.00	昭和50年5月20日
11	布都美地域	赤磐市石上	4.60	2.50	"
12	幻住寺地域	久米郡美咲町北	2.50	0.25	"
13	三樹山地域	岡山市北区建部町下 神目	13.14	1.50	昭和51年3月30日
14	天福寺地域	加賀郡吉備中央町豊 野	17.64	1.00	"
15	具足山地域	加賀郡吉備中央町北	2.53	0.50	昭和52年3月31日
16	恵龍山地域	美作市大聖寺	14.29	-	"
17	波多地域	久米郡久米南町羽出 木	2.57	0.50	"
18	祇園山地域	高梁市巨瀬町	24.00	1.90	昭和53年3月28日

19	八塔寺地域	備前市吉永町加賀美	33.40	0.70	〃
20	荒戸山地域	新見市哲多町田淵	31.60	8.20	〃
21	真木山地域	美作市真神	163.50	2.20	昭和54年3月31日
22	大井宮山地域	岡山市北区大井	8.60	—	昭和55年3月28日
23	木山地域	真庭市木山	21.70	—	〃
24	新熊野・蟻峰山地域	倉敷市林、木見	133.38	—	昭和56年3月27日
25	大原神社地域	美作市古町	9.80	—	〃
26	矢筈山地域	津山市加茂町知和、山下	84.70	—	昭和57年3月19日
27	仏教寺地域	久米郡久米南町仏教寺	2.50	—	〃
28	稗田八幡宮地域	倉敷市児島稗田町	2.08	—	〃
29	千手院地域	井原市野上町	3.84	—	昭和58年3月25日
30	高原地域	井原市芳井町上嶋	15.87	0.69	〃
31	甲弩神社地域	笠岡市甲弩	3.77	—	昭和60年3月19日
32	高岡神社地域	真庭市上中津井	3.11	—	〃
33	梶並神社地域	美作市梶並	4.12	—	〃
34	東湿原地域	真庭市蒜山下長田	2.00	—	昭和61年3月28日
35	天狗の森地域	真庭市櫃ヶ山	6.54	6.54	平成2年3月31日
36	中山神社の社叢地域	津山市一宮	6.78	—	平成4年3月13日
37	津黒地域	真庭市蒜山下和	10.26	—	平成13年3月30日
郷土自然保護地域合計			844.27	56.04	

●環境緑地保護地域（2地域）

番号	地域名	所在地	面積 (ha)	うち特別保護地区	指定年月日
1	竜の口地域	岡山市中区祇園	6.91	—	昭和48年11月29日
2	田の口地域	倉敷市児島田の口	19.83	—	昭和58年3月25日
環境緑地保護地域合計			26.74	—	

●郷土記念物（39箇所）

番号	箇所名	所在地	面積 (ha)	指定年月日
1	曹源寺の松並木	岡山市中区円山	—	昭和48年11月29日
2	畝の松並木	真庭市蒜山上長田	—	〃
3	笠懸の森	美作市楯原中	—	〃
4	加茂総社宮の社叢	加賀郡吉備中央町加茂市場	—	昭和49年12月18日
5	吉備津の松並木	岡山市北区吉備津	—	〃
6	西幸神社の社叢	久米郡美咲町西幸	—	昭和51年3月30日
7	宗形神社の社叢	赤磐市是里	—	〃
8	九谷の樹林	岡山市北区御津宇甘	—	昭和52年3月31日
9	岩屋の森	苫田郡鏡野町岩屋	—	〃
10	高良八幡の森	備前市日生町日生	—	昭和53年3月28日
11	野原の松並木	新見市神郷高瀬	—	〃
12	かしらの森	和気郡和気町米沢	—	昭和54年3月31日
13	がいせん桜	真庭郡新庄村新庄	—	〃
14	矢喰の岩	岡山市北区高塚	—	昭和55年3月28日
15	福岡城跡の丘	瀬戸内市長船町福岡	—	〃
16	柳田八幡の森	倉敷市児島柳田町	—	昭和56年3月27日
17	下津井祇園神社の社叢	倉敷市下津井	—	〃

19	八塔寺地域	備前市吉永町加賀美	33.40	0.70	〃
20	荒戸山地域	新見市哲多町田淵	31.60	8.20	〃
21	真木山地域	美作市真神	163.50	2.20	昭和54年3月31日
22	大井宮山地域	岡山市北区大井	8.60	—	昭和55年3月28日
23	木山地域	真庭市木山	21.70	—	〃
24	新熊野・蟻峰山地域	倉敷市林、木見	133.38	—	昭和56年3月27日
25	大原神社地域	美作市古町	9.80	—	〃
26	矢筈山地域	津山市加茂町知和、山下	84.70	—	昭和57年3月19日
27	仏教寺地域	久米郡久米南町仏教寺	2.50	—	〃
28	稗田八幡宮地域	倉敷市児島稗田町	2.08	—	〃
29	千手院地域	井原市野上町	3.84	—	昭和58年3月25日
30	高原地域	井原市芳井町上嶋	15.87	0.69	〃
31	甲弩神社地域	笠岡市甲弩	3.77	—	昭和60年3月19日
32	高岡神社地域	真庭市上中津井	3.11	—	〃
33	梶並神社地域	美作市梶並	4.12	—	〃
34	東湿原地域	真庭市蒜山下長田	2.00	—	昭和61年3月28日
35	天狗の森地域	真庭市櫃ヶ山	6.54	6.54	平成2年3月31日
36	中山神社の社叢地域	津山市一宮	6.78	—	平成4年3月13日
37	津黒地域	真庭市蒜山下和	10.26	—	平成13年3月30日
郷土自然保護地域合計			844.27	56.04	

●環境緑地保護地域（2地域）

番号	地域名	所在地	面積 (ha)	うち特別保護地区	指定年月日
1	竜の口地域	岡山市中区祇園	6.91	—	昭和48年11月29日
2	田の口地域	倉敷市児島田の口	19.83	—	昭和58年3月25日
環境緑地保護地域合計			26.74	—	

●郷土記念物（39箇所）

番号	箇所名	所在地	面積 (ha)	指定年月日
1	曹源寺の松並木	岡山市中区円山	—	昭和48年11月29日
2	畝の松並木	真庭市蒜山上長田	—	〃
3	笠懸の森	美作市楯原中	—	〃
4	加茂総社宮の社叢	加賀郡吉備中央町加茂市場	—	昭和49年12月18日
5	吉備津の松並木	岡山市北区吉備津	—	〃
6	西幸神社の社叢	久米郡美咲町西幸	—	昭和51年3月30日
7	宗形神社の社叢	赤磐市是里	—	〃
8	九谷の樹林	岡山市北区御津宇甘	—	昭和52年3月31日
9	岩屋の森	苫田郡鏡野町岩屋	—	〃
10	高良八幡の森	備前市日生町日生	—	昭和53年3月28日
11	野原の松並木	新見市神郷高瀬	—	〃
12	かしらの森	和気郡和気町米沢	—	昭和54年3月31日
13	がいせん桜	真庭郡新庄村新庄	—	〃
14	矢喰の岩	岡山市北区高塚	—	昭和55年3月28日
15	福岡城跡の丘	瀬戸内市長船町福岡	—	〃
16	柳田八幡の森	倉敷市児島柳田町	—	昭和56年3月27日
17	下津井祇園神社の社叢	倉敷市下津井	—	〃

18	津川のタブノキ	高梁市津川町	-	"
19	天王社刀剣の森	瀬戸内市長船町長船	-	"
20	吉川八幡の森	加賀郡吉備中央町吉川	-	昭和 57 年 3 月 19 日
21	滝谷神社の樹林	備前市吉永町多麻	-	"
22	龍頭のアテツマンサク	新見市高尾	-	昭和 58 年 3 月 25 日
23	金山八幡宮の社叢	岡山市北区金山寺	-	昭和 59 年 3 月 23 日
24	宮地天神社の社叢	真庭市宮地	-	"
25	布施神社の社叢	苫田郡鏡野町富西谷	-	"
26	御崎神社の樹林	総社市延原	-	昭和 61 年 3 月 28 日
27	山形八幡神社の森	津山市山形	-	昭和 62 年 3 月 20 日
28	徳蔵神社の樹林	岡山市北区御津河内	-	昭和 63 年 3 月 31 日
29	四之宮八幡の森	久米郡美咲町栃原	-	"
30	水内八幡の森	総社市原	-	平成元年 3 月 31 日
31	高間熊野神社の森	総社市種井	-	平成 3 年 3 月 30 日
32	星尾神社の社叢	井原市美星町星田	-	平成 5 年 3 月 12 日
33	両児山の樹林	玉野市八浜町	-	平成 7 年 3 月 28 日
34	大村寺のクロマツ	加賀郡吉備中央町上竹	-	平成 12 年 3 月 24 日
35	皆木のマンサク	勝田郡奈義町皆木	-	平成 13 年 3 月 30 日
36	物見神社の社叢	津山市加茂町物見	-	"
37	善福寺のツバキ	瀬戸内市邑久町福谷	-	平成 14 年 3 月 29 日
38	神田神社の社叢	苫田郡鏡野町大	-	平成 15 年 3 月 28 日
39	宝蔵寺の森	津山市加茂町斎野谷	-	平成 16 年 3 月 26 日

18	津川のタブノキ	高梁市津川町	-	"
19	天王社刀剣の森	瀬戸内市長船町長船	-	"
20	吉川八幡の森	加賀郡吉備中央町吉川	-	昭和 57 年 3 月 19 日
21	滝谷神社の樹林	備前市吉永町多麻	-	"
22	龍頭のアテツマンサク	新見市高尾	-	昭和 58 年 3 月 25 日
23	金山八幡宮の社叢	岡山市北区金山寺	-	昭和 59 年 3 月 23 日
24	宮地天神社の社叢	真庭市宮地	-	"
25	布施神社の社叢	苫田郡鏡野町富西谷	-	"
26	御前神社の樹林	総社市延原	-	昭和 61 年 3 月 28 日
27	山形八幡神社の森	津山市山形	-	昭和 62 年 3 月 20 日
28	徳蔵神社の樹林	岡山市北区御津河内	-	昭和 63 年 3 月 31 日
29	四之宮八幡の森	久米郡美咲町栃原	-	"
30	水内八幡の森	総社市原	-	平成元年 3 月 31 日
31	高間熊野神社の森	総社市種井	-	平成 3 年 3 月 30 日
32	星尾神社の社叢	井原市美星町星田	-	平成 5 年 3 月 12 日
33	両児山の樹林	玉野市八浜町	-	平成 7 年 3 月 28 日
34	大村寺のクロマツ	加賀郡吉備中央町上竹	-	平成 12 年 3 月 24 日
35	皆木のマンサク	勝田郡奈義町皆木	-	平成 13 年 3 月 30 日
36	物見神社の社叢	津山市加茂町物見	-	"
37	善福寺のツバキ	瀬戸内市邑久町福谷	-	平成 14 年 3 月 29 日
38	神田神社の社叢	苫田郡鏡野町大	-	平成 15 年 3 月 28 日
39	宝蔵寺の森	津山市加茂町斎野谷	-	平成 16 年 3 月 26 日

VII 資料編

岡山県の自然公園（平成 22 年 3 月 31 日現在）

公園名	名称	関係市町村 (市町村コード順)	面積 (ha)	うち特 別地域	指定年月日
国立公園	瀬戸内海	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市	4,963	3,489	昭和 9 年 3 月 16 日
	大山隠岐	真庭市、新庄村	6,534	6,415	昭和 38 年 4 月 10 日
	小計		11,497	9,904	
国定公園	氷ノ山後山那岐山	津山市、美作市、鏡野町、奈義町、西粟倉村	15,024	13,774	昭和 44 年 4 月 10 日
県立自然公園	高梁川上流	井原市、高梁市、新見市、真庭市	13,478	2,954	昭和 41 年 3 月 25 日
	吉備史跡	岡山市、倉敷市、総社市	2,524	130	昭和 41 年 3 月 25 日
	湯原奥津	津山市、真庭市、鏡野町	16,537	6,684	昭和 45 年 5 月 1 日
	吉備路風土記の丘	岡山市、総社市	888	34	昭和 47 年 1 月 11 日
	備作山地	新見市、真庭市	8,176	390	昭和 54 年 12 月 25 日
	吉備清流	岡山市、真庭市、美咲町、吉備中央町	4,428	450	昭和 58 年 3 月 29 日
	吉井川中流	岡山市、備前市、赤磐市、美作市、和気町、美咲町	8,112	475	平成 3 年 3 月 30 日
小計		54,143	11,117		
合計			80,664	34,795	

平成 23 年 3 月
岡山県環境文化部自然環境課

V 資料編

岡山県の自然公園（令和元（2019）年 3 月 31 日現在）

公園名	名称	関係市町村 (市町村コード順)	面積 (ha)	うち特 別地域	指定年月日
国立公園	瀬戸内海	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市	4,963	3,489	昭和 9 年 3 月 16 日
	大山隠岐	真庭市、新庄村	6,534	6,415	昭和 38 年 4 月 10 日
	小計		11,497	9,904	
国定公園	氷ノ山後山那岐山	津山市、美作市、鏡野町、奈義町、西粟倉村	15,024	13,774	昭和 44 年 4 月 10 日
県立自然公園	高梁川上流	井原市、高梁市、新見市、真庭市	13,478	2,954	昭和 41 年 3 月 25 日
	吉備史跡	岡山市、倉敷市、総社市	2,524	130	昭和 41 年 3 月 25 日
	湯原奥津	津山市、真庭市、鏡野町	16,537	6,684	昭和 45 年 5 月 1 日
	吉備路風土記の丘	岡山市、総社市	888	34	昭和 47 年 1 月 11 日
	備作山地	新見市、真庭市	8,176	390	昭和 54 年 12 月 25 日
	吉備清流	岡山市、真庭市、美咲町、吉備中央町	4,428	450	昭和 58 年 3 月 29 日
	吉井川中流	岡山市、備前市、赤磐市、美作市、和気町、美咲町	8,112	475	平成 3 年 3 月 30 日
小計		54,143	11,117		
合計			80,664	34,795	

令和 3（2021）年 3 月
岡山県環境文化部自然環境課